

香川県地域福祉支援計画

(計画期間 令和6～11年度)

香川県

はじめに



急激な少子高齢化や本格的な人口減少が進む中、核家族化や単身世帯の増加など家族形態や雇用形態が変容するとともに、地域の相互扶助機能の低下が叫ばれています。また、介護や育児といった複数の課題を抱えられる方や、福祉分野に加え、保健医療や就労などの分野をまたがる複合的な支援を必要とする方への対応も求められています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会をつくるためには、行政をはじめ、地域福祉を担う社会福祉法人や社会福祉協議会、民生委員・児童委員のほか、NPOやボランティア、地域住民などが連携、協働し、地域の課題を解決していくことが重要です。

県では、社会福祉法に「地域福祉の推進」が基本理念として掲げられたことなどを受け、平成15年に「地域福祉支援計画」を策定し、横断的な施策を進めるとともに、市町の地域福祉の支援に積極的に取り組んでまいりましたが、平成30年3月に策定した現在の計画が、令和5年度末で計画期間を終了することに加え、社会経済情勢の変化や地域における多様な支援ニーズに的確に対応していく必要があることから、この度、県民の皆様や市町のご意見、社会福祉審議会でのご議論などを踏まえ、新たな計画を策定しました。

今後、この計画に基づき、「主体的に参画し、ともに支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指してまいりますので、県民の皆様には、それぞれの地域で、主体的に役割を担い、お互いに支え合い助け合うことにより、地域福祉の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

計画の策定に当たり、香川県社会福祉審議会の委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに、深く感謝いたします。

令和6年3月

香川県知事 池田豊人

目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の役割	2
4 計画の期間	2
第2章 地域福祉を取り巻く環境	
1 人口と世帯構成の状況	4
2 少子高齢化の進行	7
3 障害者（児）の状況	8
4 生活保護の状況	9
5 地域社会の担い手の状況	9
6 分野横断的な対応が求められる課題・制度の狭間にある課題	10
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本目標	11
2 重点課題	12
（施策体系図）	13
第4章 施策の展開	
1 とともに支え合う地域づくり	14
2 福祉を担う人づくり	23
3 安心と自立を支える基盤づくり	27
第5章 市町への支援、計画の推進	37
（進行管理の体制）	38
（参考資料）	
市町の地域福祉への取組状況	39
県政モニターアンケート調査結果	42
香川県社会福祉審議会委員名簿、策定経過	60

香川県地域福祉支援計画の概要

計画の役割

- ・計画期間中の県の行動計画と市町、団体等の活動指針
- ・市町が地域福祉計画を策定し、地域福祉推進に関する取組みを行う際のガイドライン

計画をめぐる現状と動向

- 急激な少子高齢化及び本格的な人口減少
- 家族構成の変容(高齢者単身世帯、夫婦のみの世帯、一人暮らし世帯の増加)
- 住民ニーズや地域が抱える課題の多様化・複雑化(自殺、ひきこもり、孤独・孤立、虐待、配偶者などによる暴力、子どもの貧困、災害時の要援護者支援、買い物などの日常的生活支援)
- 新型コロナウイルスの感染拡大による地域のきずなの希薄化の加速、地域社会の変化による地域福祉の担い手不足
- 福祉人材の不足

計画の目標

～主体的に参画し ともに支え合い
誰もがその人らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現～

計画の位置づけ

- 社会福祉法第108条の「都道府県地域福祉支援計画」
- 「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画の部門別計画
- 高齢者、障害者、児童に関する各計画と横断的に連携、補完

計画の期間

令和6年度から令和11年度まで

施策の3つの柱

重点課題1 ともに支え合う地域づくり

- 1 地域福祉活動への住民参加の促進
 - ①地域で支え合う仕組みづくり
 - ②地域住民の交流促進
 - ③地域福祉に関する情報提供
- 2 多様な主体による活動の推進
 - ①地域団体、ボランティア、NPO活動の促進
 - ②企業等との連携の推進
 - ③災害に強いまちづくりの推進
 - ④交通事故や犯罪のないまちづくりの推進
 - ⑤地域で暮らす外国人住民への支援
- 3 思いやり・支え合いのあるまちづくりの推進
 - ①思いやり意識の醸成
 - ②福祉教育・学習の推進
 - ③バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

重点課題2 福祉を担う人づくり

- 1 地域における人づくりの推進
 - ①地域における担い手の育成支援
 - ②福祉活動の中核となる担い手の育成
 - ③民生委員・児童委員活動の充実
- 2 福祉人材の養成・確保と資質向上
 - ①福祉人材の安定的確保
 - ②福祉人材の資質向上と定着支援

重点課題3 安心と自立を支える基盤づくり

- 1 包括的な支援体制づくり
 - ①複雑化・複合化した課題を抱える方への対応
 - ②生活困窮者への支援
 - ③居住に課題を抱える住民への支援
 - ④就労に困難を抱える住民への支援
 - ⑤社会的孤立等への対応
 - ⑥権利擁護体制の充実
- 2 利用者本位のサービス提供に向けた支援体制の充実
 - ①福祉、介護、保健、医療の連携
 - ②県、市町、民間組織・団体の連携
 - ③県・市町社会福祉協議会活動の充実
 - ④安全確保のためのネットワークづくり
 - ⑤社会福祉法人が行う公益的な取組みの推進
- 3 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり
 - ①福祉サービス苦情解決体制の整備
 - ②福祉サービス第三者評価制度等の推進
 - ③福祉サービスの情報提供体制の充実

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

県では、市町に対する支援を計画的・総合的に行うため、庁内の部局横断的な連携を図り、平成30年3月に「香川県地域福祉支援計画」(計画期間:平成30年度から令和5年度まで)を策定し、必要な支援に努めてきました。

近年では急激な少子高齢化及び本格的な人口減少の進展による地域活力の低下や、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などによる家庭機能の低下、個人の価値観の多様化等に伴い、地域のきずなが希薄化し、互いに支え合う機能が低下しています。

また、新型コロナウイルス感染拡大などによる生活不安や雇用不安などによる自殺やひきこもりといった孤独・孤立などの問題に加え、虐待の増加、認知症高齢者の増加、災害時において特に配慮を要する方や公的制度の狭間で助けを必要とする方への支援といった課題も生じています。

一方、こうした社会状況の変化の中で、自治会、老人クラブといったこれまでの地域団体に加え、地域社会の新たな担い手として、ボランティア・NPOなどの活動も広がりつつあります。

しかしながら、引き続き様々な分野の課題への対応が求められるとともに、介護と育児といったように複数の課題が絡み合って複雑化したり、福祉分野に加え、保健医療や就労などの分野にまたがって複合的な支援を必要とする状況もあり、対象者に特定の分野の公的支援を行っていただくだけでは対応が困難なケースも見受けられます。

地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくことや、地域の実情に応じて、分野をまたがって総合的に支援を展開していくことも必要であり、加えて、住民がつながり支え合う取組みを育むことで、公的な支援制度が対象としないような課題の解決にもつなげていくことが求められます。

こうしたことから、これまでの取組みの一層の推進を基本に、県民や地域の多様な主体が、地域の課題等に対して、自分のこととして主体的に参画し、ともに支え合いながら、世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指して、新たな「香川県地域福祉支援計画」を策定し、引き続き市町を支援してまいります。

2 計画の位置づけ

○この計画は、社会福祉法第 108 条の規定に基づく「都道府県地域福祉支援計画」の性格を有し、県内市町の地域福祉計画の達成や地域福祉推進に関する取組みを広域的な見地から支援するための計画です。

○この計画は、県政運営の基本指針である「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画の部門別計画としての性格を有するとともに、香川県高齢者保健福祉計画、かがわ障害者プラン、香川県健やか子ども支援計画等の個別計画と連携・整合を図り、各計画に共通する地域福祉に関する事項や個別計画では対応できない事項について、地域福祉の視点から横断的、総合的に定める計画です。

3 計画の役割

○計画期間中における県の行動計画と市町や関係団体等の活動指針

○市町が地域福祉計画を策定し、地域福祉推進に関する取組みを行う際のガイドライン

4 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和 11 年度までの6年間とします。

また、計画期間中であっても、社会情勢、財政状況及び社会福祉制度等の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

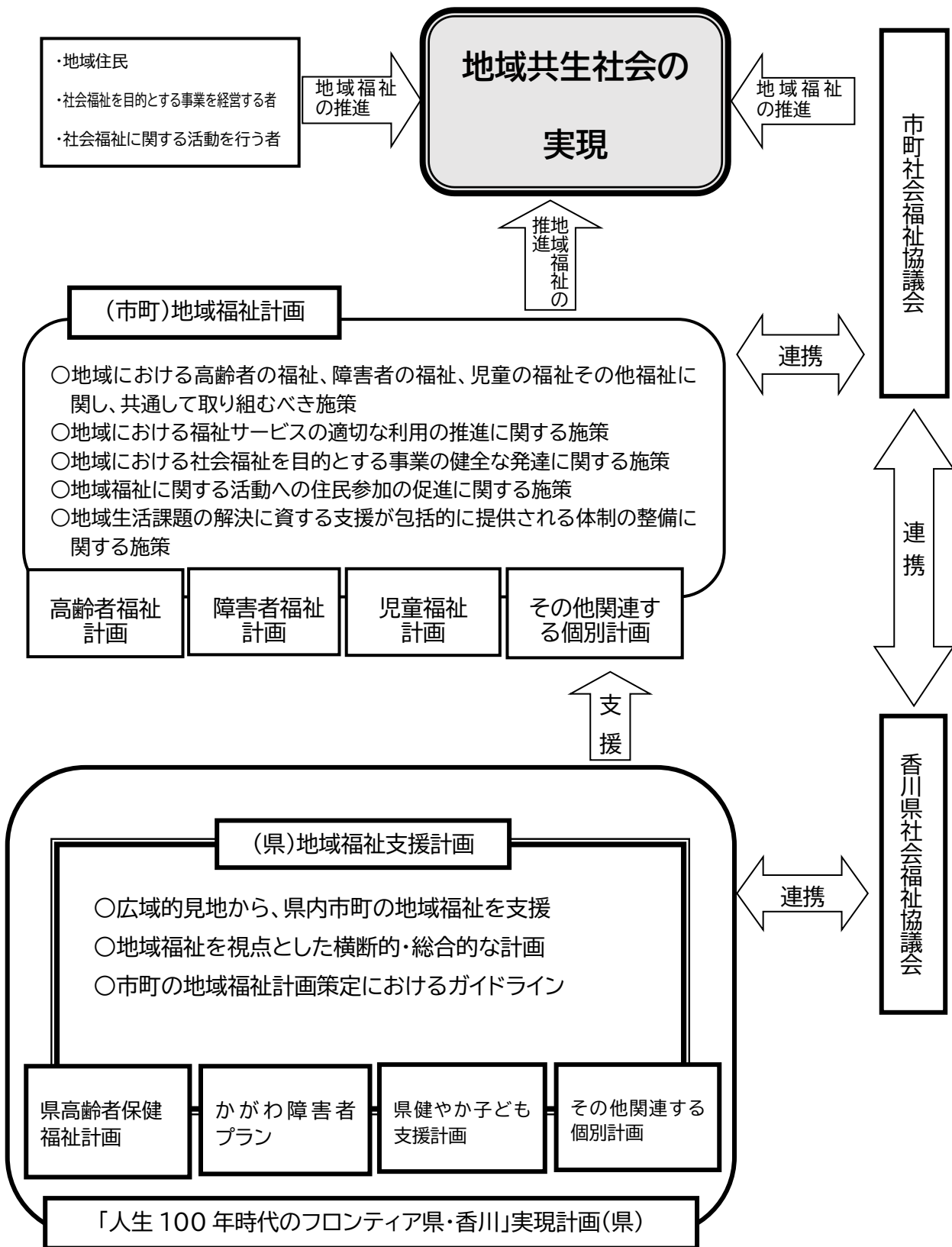
持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGs(Sustainable Development Goals)は、平成 27(2015)年9月、国連サミットにおいて採択された、2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

本計画と方向性を同じくする SDGs のゴールは次の9つになります



計画の位置づけ(イメージ図)



第2章 地域福祉を取り巻く環境

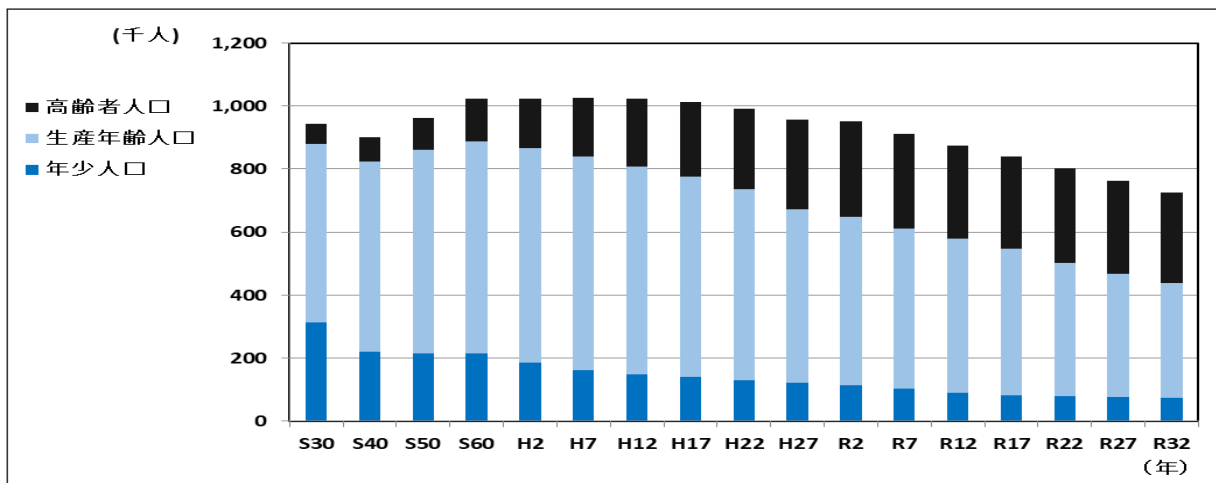
1 人口と世帯構成の状況

(1)人口の状況

本県の人口は、平成11年の約103万人をピークとして減少に転じ、令和2年の人口は約95万人と、平成12年以来21年連続の減少となっています。

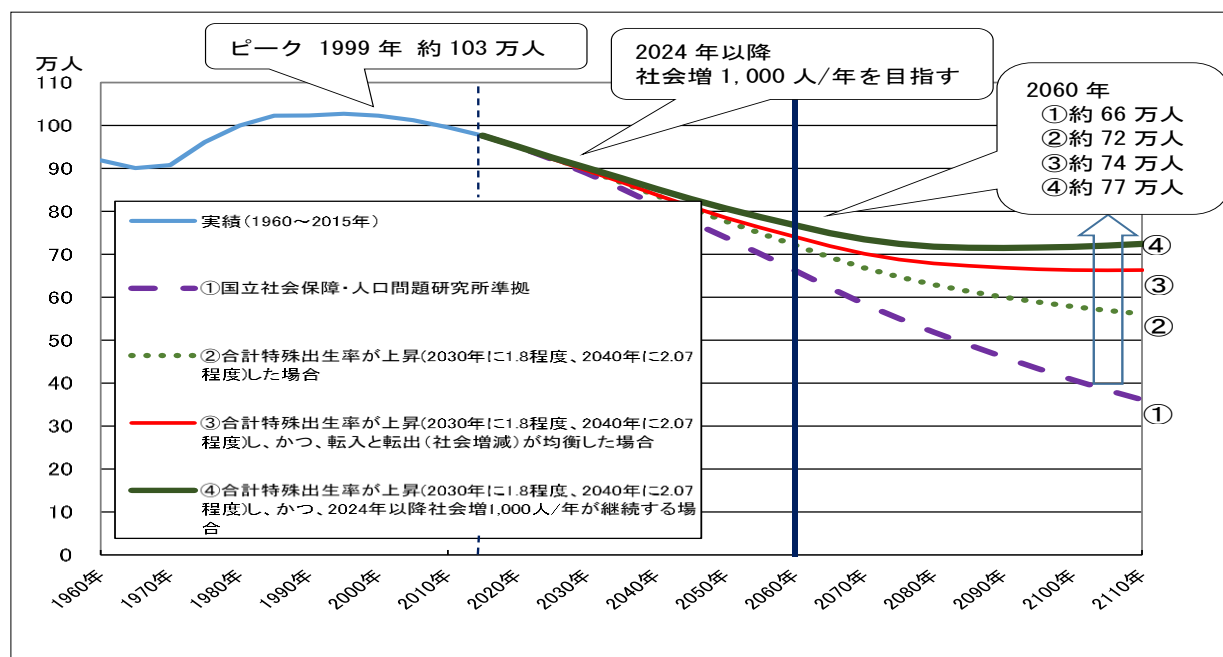
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年の本県の総人口は73万人程度にまで減少すると見込まれています。また、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は、今後も減少すると予測されています。

こうした人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響などを踏まえ、令和2年3月に「かがわ人口ビジョン」を改定し、令和42年(2060年)に人口約77万人を維持するという目標を掲げたところであり、「地域共生社会」の実現に向けた取組みが求められています。



「国勢調査」(総務省)

「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)



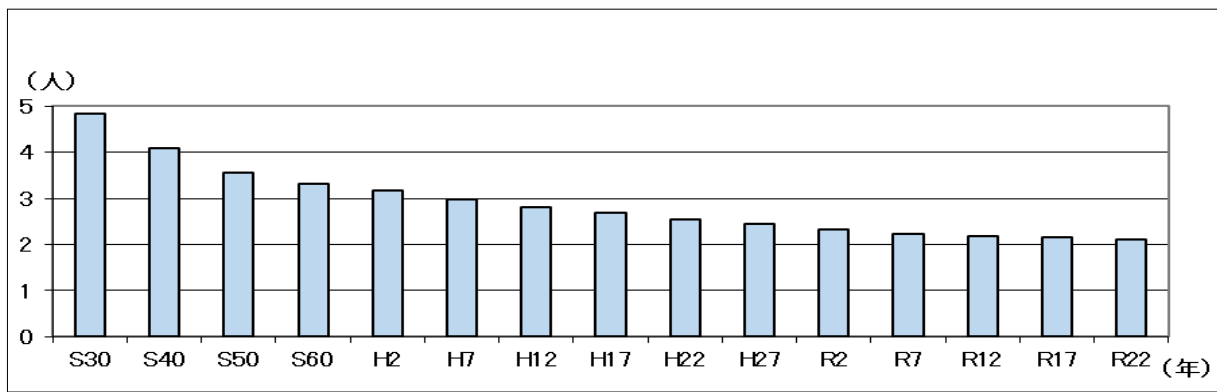
香川県「かがわ人口ビジョン」(令和2年3月改訂版)

(2)世帯構成の変化

昭和 22 年に 192,216 世帯であった本県の世帯数は、年々増加し、令和2年には、406,985 世帯となっています。これに伴い、一世帯あたりの人数は、昭和 22 年の 4.77 人から令和2年には 2.33 人に減少し、推計では、令和 22 年(2040 年)に 2.11 人まで減少することが予想されています。これは、従来の世帯構成の中心となっていた夫婦と子どもの世帯やいわゆる三世帯世帯が減少し、単独世帯やひとり親世帯の割合が増加していること、さらには、夫婦と子どもの世帯でも、子どもの数が減少していることなどが要因と考えられています。

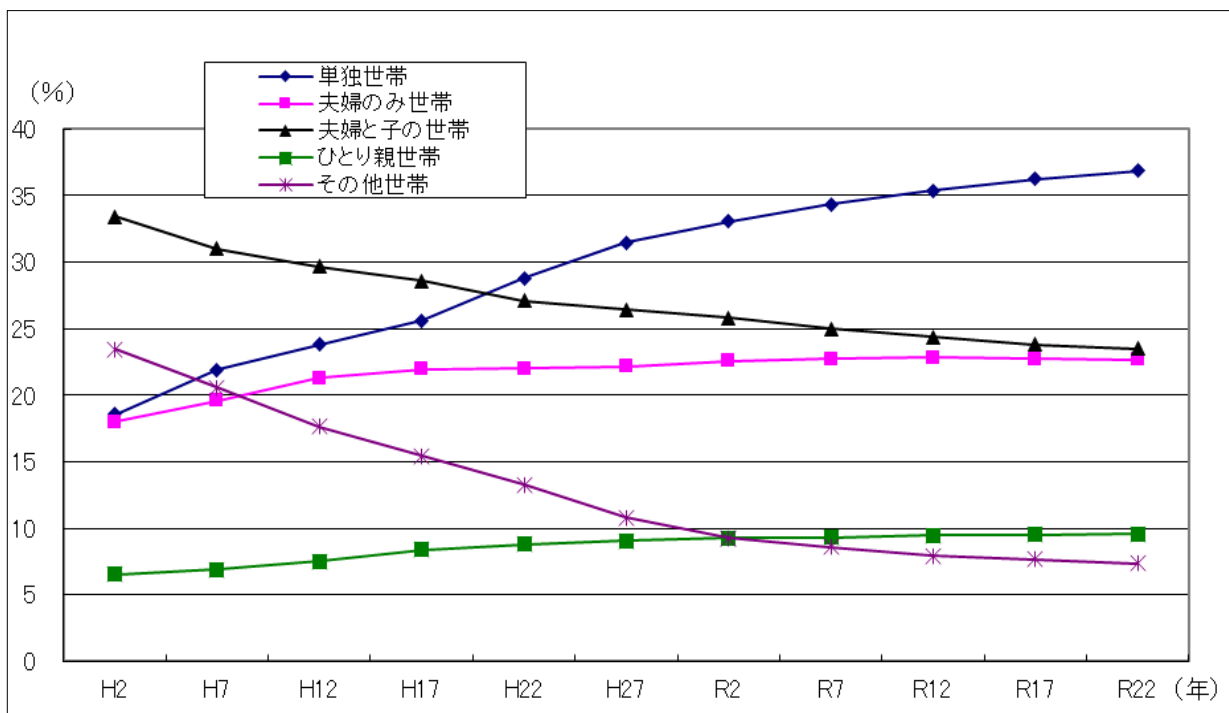
また、世帯人数の少ない世帯数が増加することにより、家庭での世代間のつながりが薄れるとともに、地域での相互扶助機能も低下しています。

香川県における1世帯当たり人数の推移



「国勢調査」(総務省)
「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)2019年推計」(国立社会保障・人口問題研究所)

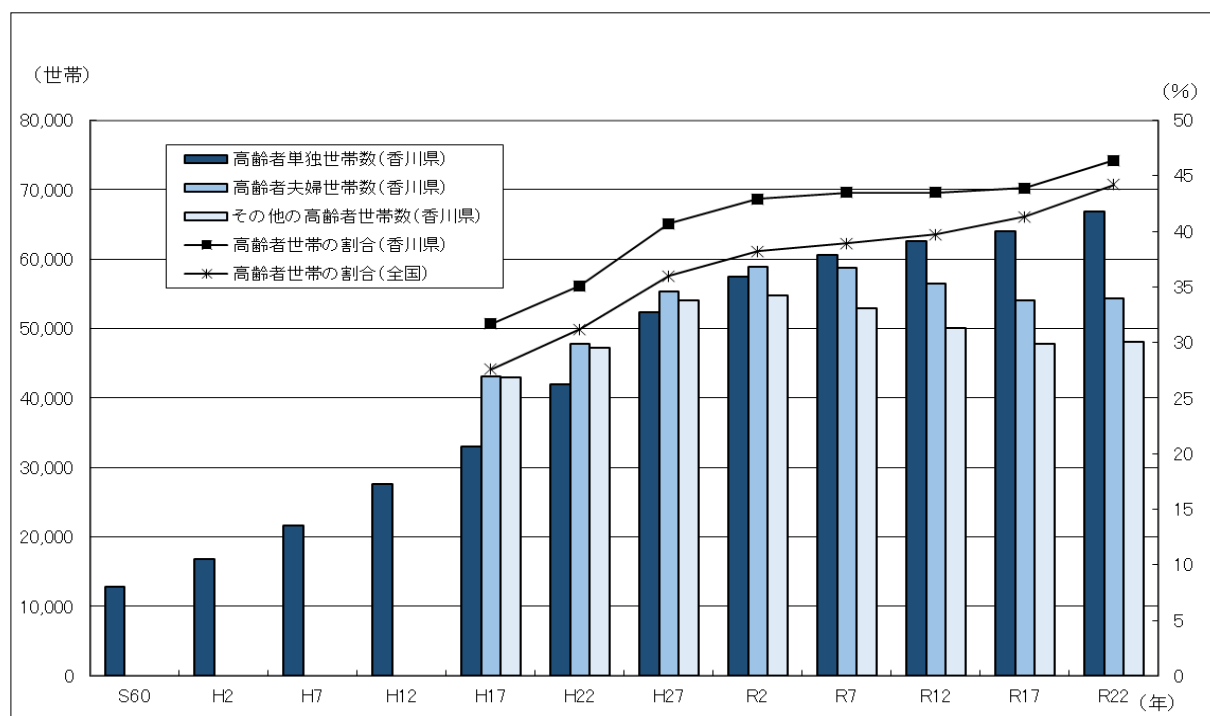
香川県における世帯構成の推移



「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)2019年推計」(国立社会保障・人口問題研究所)

本県の高齢者世帯の割合は、令和2年に 42.9%となり、全国平均に比べ高くなっており、推計では、令和 22 年(2040 年)に 46.4%(全国平均 44.2%)となるなど、全世帯の半分近くが高齢者世帯となることや、そのなかでも高齢者単独世帯の増加率が最も高く、推計では、令和7年(2025 年)にこの単独世帯が高齢者世帯のなかで最も割合が高くなることが予想されています。

高齢者世帯構造の推移



「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)2019 年推計」(国立社会保障・人口問題研究所)

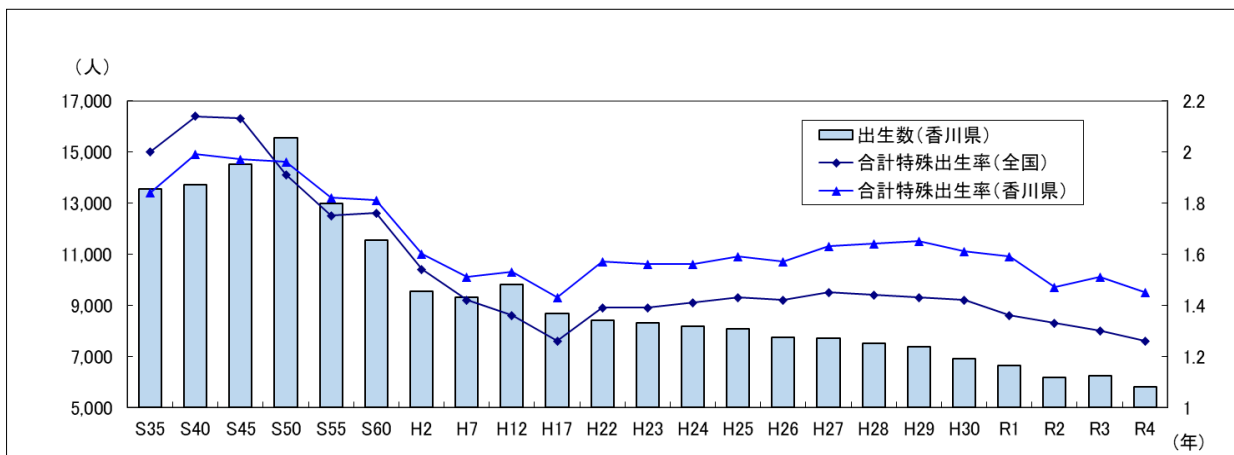
2 少子高齢化の進行

(1)少子化の進行

本県では、1年間に生まれてくる子どもの数が、昭和50年には15,000人以上でしたが、令和4年には5,802人まで減少しています。

また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均である合計特殊出生率については、昭和40年をピークとした減少傾向が平成17年以降は横ばいもしくは増加傾向にあったものの、平成29年以降再び減少傾向にあり、令和4年には1.45(全国1.26)となっています。

出生数と合計特殊出生率の推移



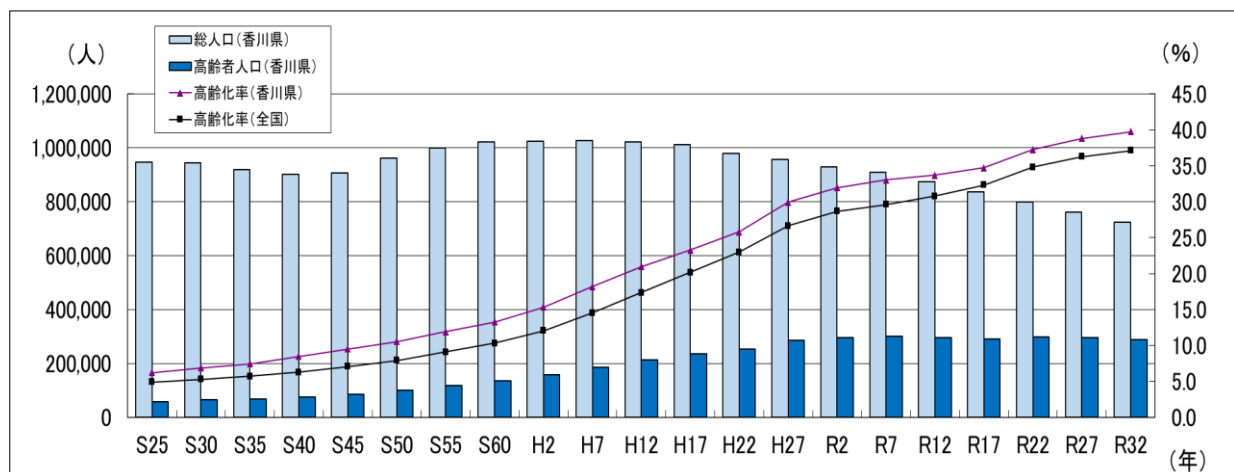
「人口動態統計」(厚生労働省)

(2)高齢化の進展

本県の高齢化率は、令和2年に31.9%となり、全国平均(28.7%)に比べ早いペースで高齢化が進んでいます。

推計では、今後とも増加し続け、令和32年(2050年)には39.7%(全国平均37.1%)に達し、県民の3人に1人は高齢者になることが予想されています。

高齢者人口と高齢化率の推移

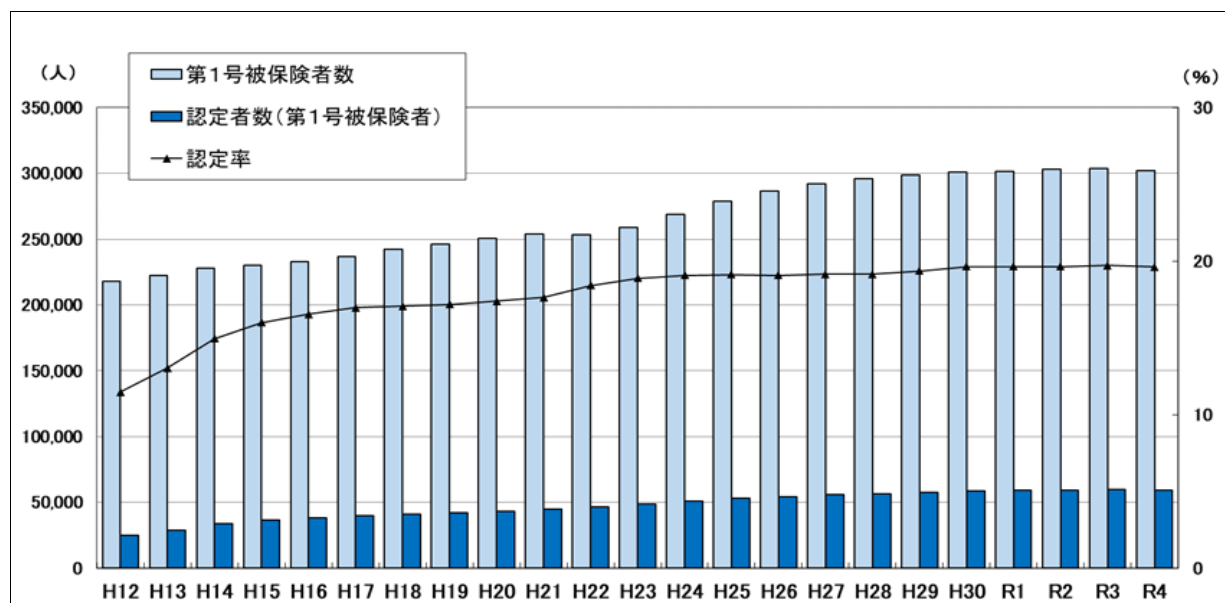


「国勢調査」(総務省)

「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

県内の高齢者数に占める要介護等認定者の割合は、近年、横ばいの状況です。

要介護認定率の推移

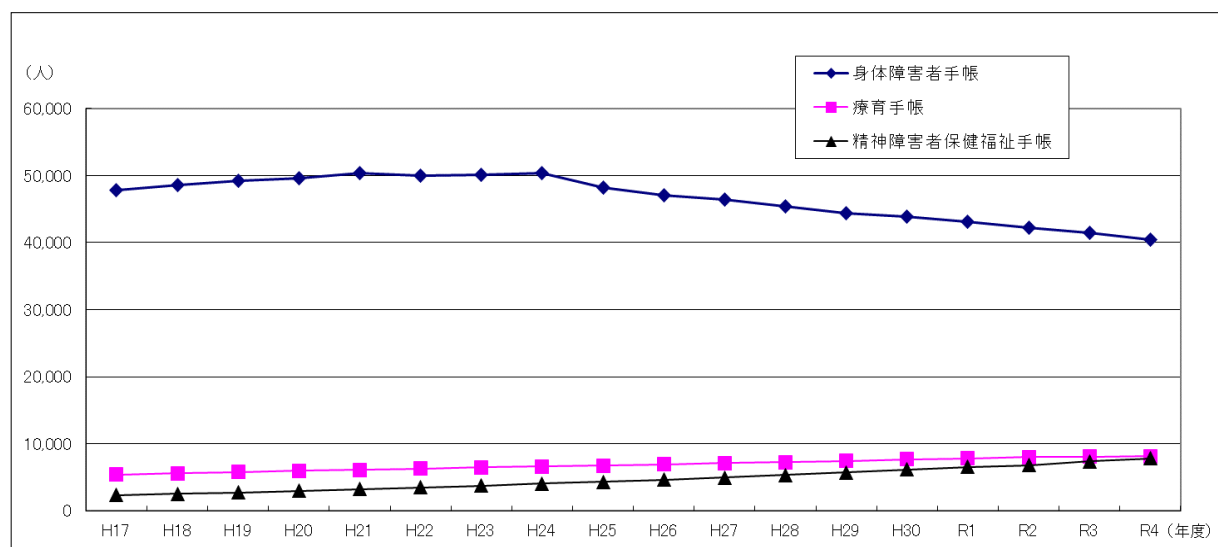


「介護保険事業状況報告」(厚生労働省)

3 障害者(児)の状況

県内の障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付数は、令和4年度末で56,356人となっています。身体障害者手帳の交付数は、平成24年度から減少傾向にある一方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については増加傾向にあります。

香川県における障害者数の推移

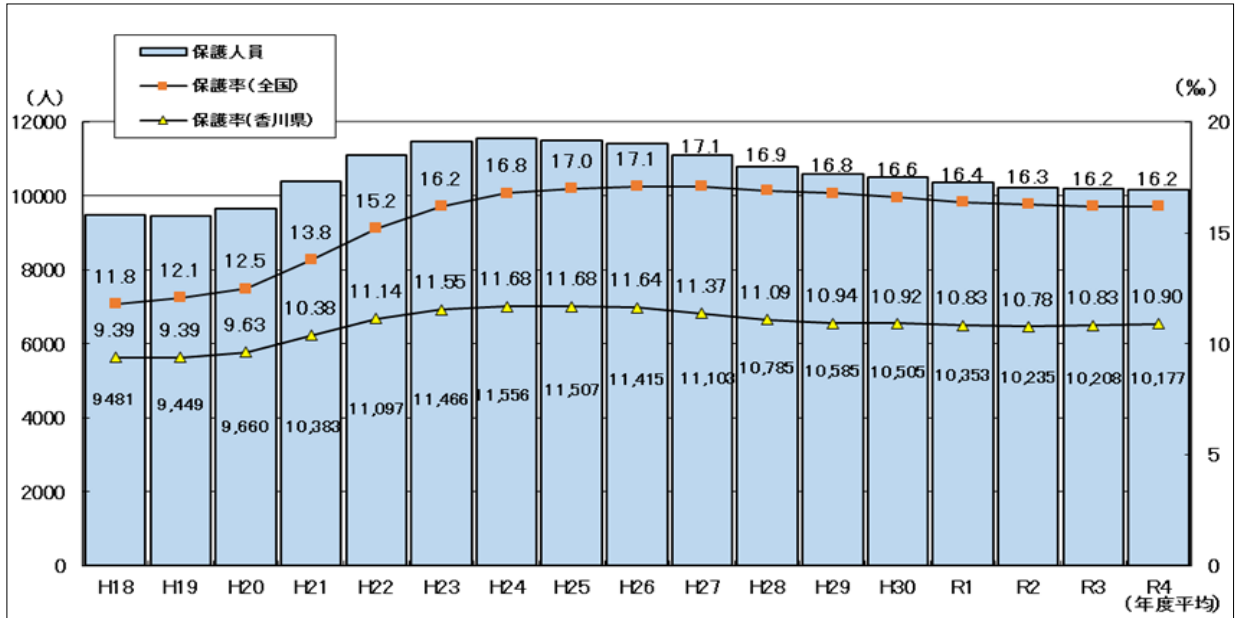


(香川県障害福祉課調べ)

4 生活保護の状況

県内の保護率は、経済・雇用情勢が悪化したことにより平成 20 年度から増加していました。平成 25 年度以降は減少傾向を示していたものの、令和2年度以降は再び増加傾向となっています。

県内の被保護人員・全国及び県内の保護率の推移

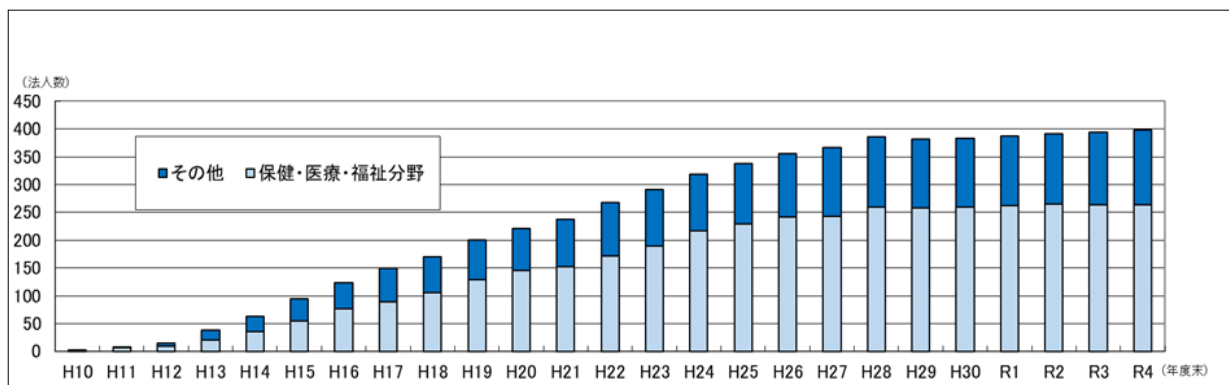


「被保護者調査」(厚生労働省)
「香川県生活保護速報」(香川県健康福祉総務課)

5 地域社会の担い手の状況

これからの地域社会づくりには、県民一人ひとりが、地域社会づくりの主役であることを自覚し、その個性と能力を発揮しながら、積極的に社会に関わっていくとともに、県民や地域団体、ボランティア、NPO、企業、行政などの多様な主体が、地域社会の「公」における役割を主体的に担うことが期待されています。

香川県における認証NPO法人数の推移

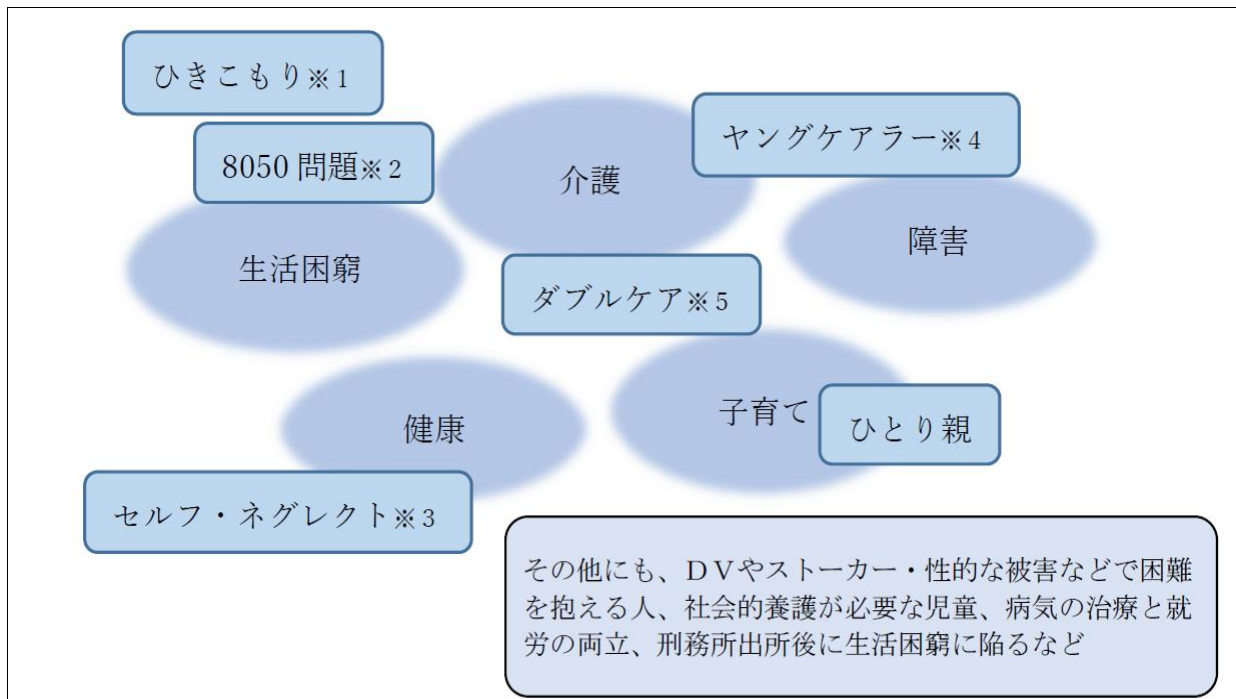


(香川県男女参画・県民活動課調べ)

6 分野横断的な対応が求められる課題・制度の狭間にある課題

地域・家族・雇用や日常の様々な場面における人々のつながりの変化を背景に、いくつかの分野を横断する課題や、各分野において展開されてきた公的な制度では支援が難しい制度の狭間の課題などが表面化しています。

また、県政モニターアンケート調査においては、約7割の方がダブルケアや 8050 問題、ヤングケアラーなどの問題が「身近な問題であると思う」「どちらかというとな身近な問題だ」と回答しています。



令和5年度厚生労働白書 図表3-1-1「分野横断的な対応が求められる課題等の例」を改変

※1 ひきこもり

自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係がない状態が 6 ヶ月以上続いている状態

※2 8050問題

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題(例えば、80歳代の親がひきこもりの50歳代の子どもの生活を支えるという問題)

※3 セルフ・ネグレクト

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態

※4 ヤングケアラー

年齢に見合った手伝いの範囲を超え、家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている 18 歳未満の者のこと

※5 ダブルケア

1人の人や1つの世帯が同時に介護と育児の両方に直面すること

第3章 計画の基本的な考え方

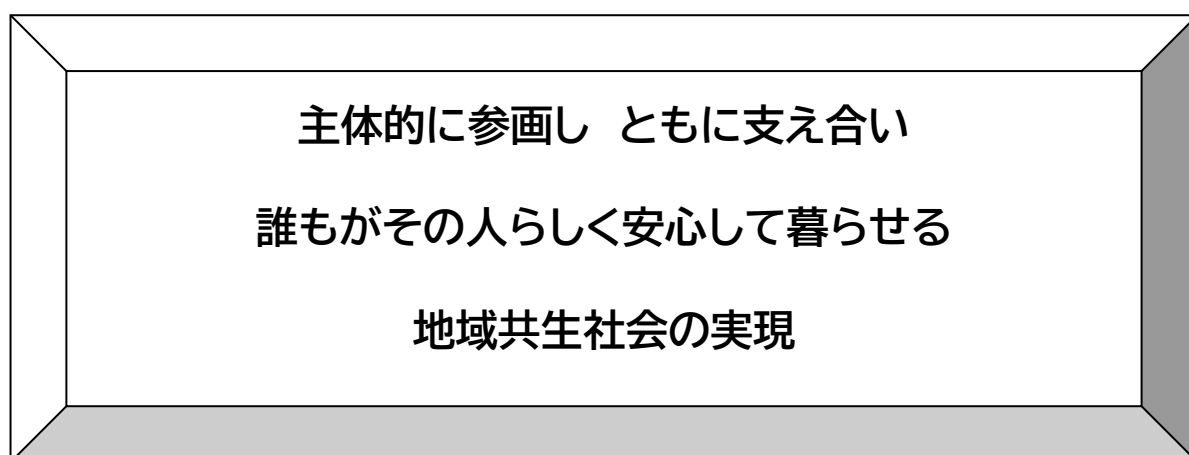
1 基本目標(計画の実施により目指すもの)

本県の地域福祉を取り巻く環境については、人口減少が本格化する中で、少子高齢化が進展し、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などの増加とともに、現役世代においても、雇用形態の変容や価値観の多様化などに伴い、地域や家庭での相互扶助機能の低下が懸念されています。

こうした状況の中、高齢者、障害者、子育て家庭といった各分野における課題への対応に加え、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題に包括的に対応していくことや、地域の実情に応じて、分野をまたがって総合的に対応していくことも求められています。

そのためには、公的支援制度については、包括的、総合的な対応を促進するとともに、公的支援制度が対象としないような課題等にも対応できるよう、地域において住民がつながり支え合う取組みや、公私が協働した取組みを促進する必要があると、これまでの取組みをより一層推進していくことが重要です。

こうしたことから、本計画の基本目標については、前計画の目標(「主体的に参画し ともに支え合い 誰もがその人らしく安心して暮らせる地域社会の実現」)を継承することを基本に、県民や地域の多様な主体が、他人事ではなく自分のこととして主体的に参画し、ともに支え合いながら、世代や分野を超えてつながることで、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して、「主体的に参画し ともに支え合い 誰もがその人らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現」とします。



2 重点課題(目標に向けて重点的に取り組むべき課題)

重点課題1 ともに支え合う地域づくり

地域生活課題は、そこで生活する人々が、地域の中で把握し、解決を図っていくことが最も効果的であり、誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせる社会の実現のためには互いに支え合う活動を強化していくことが重要です。

このため、地域住民による地域福祉活動の取組みを支援するとともに、地域団体、ボランティア、NPO、企業などのさまざまな主体による地域活動の支援にも努めます。

また、誰もが地域で個人として尊重され、安全かつ快適に生活できるようにするため、思いやりや支え合いのあるまちづくりに努めます。

重点課題2 福祉を担う人づくり

公的サービスだけでは対応できない地域の多様なニーズに対応するため、ボランティア、NPO活動などによる住民参加のきっかけづくりや、主体的に活動できるような住民リーダーや地域福祉コーディネーターなど担い手の育成支援に努めます。

また、福祉サービスを担う人材の確保と資質向上を支援します。

重点課題3 安心と自立を支える基盤づくり

地域住民が抱える複雑・多様な課題が顕在化し、誰一人取り残さない支援体制の整備が求められています。

また、誰もがその人らしく安心して暮らせるためには、地域の中で適切な福祉サービスを利用できるように支援する必要があります。

このため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備を推進するとともに、適切な支援に結びつけるための機能の強化を図ります。

(施策体系図)

重点課題1 ともに支え合う地域づくり

(1) 地域福祉活動への
住民参加の促進

- ① 地域で支え合う仕組みづくり
- ② 地域住民の交流促進
- ③ 地域福祉に関する情報提供

(2) 多様な主体による活
動の推進

- ① 地域団体、ボランティア、NPO活動の促進
- ② 企業等との連携の推進
- ③ 災害に強いまちづくりの推進
- ④ 交通事故や犯罪のないまちづくりの推進
- ⑤ 地域で暮らす外国人住民への支援

(3) 思いやり・支え合い
のあるまちづくりの
推進

- ① 思いやり意識の醸成
- ② 福祉教育・学習の推進
- ③ バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

重点課題2 福祉を担う人づくり

(1) 地域における人づく
りの推進

- ① 地域における担い手の育成支援
- ② 福祉活動の中核となる担い手の育成
- ③ 民生委員・児童委員活動の充実

(2) 福祉人材の養成・確
保と資質向上

- ① 福祉人材の安定的確保
- ② 福祉人材の資質向上と定着支援

重点課題3 安心と自立を支える基盤づくり

(1) 包括的な支援体制づ
くり

- ① 複雑化・複合化した課題を抱える方への対応
- ② 生活困窮者への支援
- ③ 居住に課題を抱える住民への支援
- ④ 就労に困難を抱える住民への支援
- ⑤ 社会的孤立等への対応
- ⑥ 権利擁護体制の充実

(2) 利用者本位のサー
ビス提供に向けた支
援体制の充実

- ① 福祉、介護、保健、医療の連携
- ② 県、市町、民間組織・団体の連携
- ③ 県・市町社会福祉協議会活動の充実
- ④ 安全確保のためのネットワークづくり
- ⑤ 社会福祉法人が行う公益的な取組みの推進

(3) 福祉サービスを適切
に利用できる環境づ
くり

- ① 福祉サービス苦情解決体制の整備
- ② 福祉サービス第三者評価制度等の推進
- ③ 福祉サービスの情報提供体制の充実

第4章 施策の展開

重点課題1 とともに支え合う地域づくり

1-1 地域福祉活動への住民参加の促進

【現況と課題】

地域のきずなの希薄化に伴う地域住民の交流機会の減少により、一人暮らし高齢者や障害者、子育て家庭など、支援を必要とする人の孤立が問題となっています。

地域生活課題にきめ細かく対応し、誰もが住み慣れた家庭や地域において、年齢や障害の有無にかかわらず、その人らしく安心して自立した生活を営むためには、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現する必要があります。

【施策の方向】

① 地域で支え合う仕組みづくり

○ 共助の拡大、強化

- ・ 地域での孤立死、児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待・子どもの貧困などの問題、災害時における助け合いや、公的制度の狭間にある買い物など日常的生活支援に対するニーズは今後ますます多様化し、増加することが予想されます。県・市町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域団体、ボランティア、NPO、企業など、それぞれの活動主体の自主性や多様性を尊重し、地域で支え合う意識づくりや活動しやすい環境づくり、協働のための交流・連携を拡大・強化するための施策展開を図ります。また、それぞれの団体が共同募金等の手段を有効に活用するなど、地域福祉における活動財源を確保することも求められており、情報提供等に努めます。

○ 相談・見守り体制の充実

- ・ 地域における民生委員・児童委員、地域団体、ボランティア、NPO、企業などとの連携・協働を進めるとともに、一人暮らし高齢者や障害者、子育て家庭などに対する声かけ・見守り体制、相談体制の充実を図ります。

○ 生活支援・子育て支援の充実

- ・ 必要なニーズを把握し、配食、買い物支援などの日常生活的な支え合いの活動が多様な活動主体との連携・協働により適切に提供されるよう支援を行います。
- ・ 市町が行う生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター役を担う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）※1」及び協議体の運営・機能強化等について、市町が円滑に取り組めるよう支援します。

- ・ 認知症の人や家族の支援ニーズに応える認知症サポーター等のチーム活動(チームオレンジ)を推進するなど、認知症になったとしてもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを支援します。
- ・ 市町が運営するファミリー・サポート・センターの設置促進等に努めるとともに、保育所や病院等に付設された施設での病児・病後児保育の拡充を支援します。
- ・ 子育て家庭等が安心して外出できるよう、公共性の高い施設への授乳室や子ども用トイレなどの設備を備えた「かがわこどもの駅※2」の整備を促進します。

② 地域住民の交流促進

○ 居場所づくりの推進

- ・ 商店街の空き店舗や民家、学校の余裕教室など身近なところに、高齢者、障害者、子育て家庭など誰もがいつでも集える場を確保するとともに、地域の見守り拠点や交流の場としての活用が図られるように支援します。

○ 多様な交流の促進

- ・ 誰もが集える居場所や、生きがいづくり活動・健康づくり活動等に対する支援を通じて、高齢者、障害者、子育て家庭など、地域住民の世代を超えた、幅広い交流を促進します。

③ 地域福祉に関する情報提供

○ 地域資源の情報提供、活用促進

- ・ 県、市町、県・市町社会福祉協議会などの広報誌やホームページにより、地域福祉に関する様々な情報を迅速かつきめ細やかに提供します。
- ・ 地域の実情に沿った取組みが積極的に展開されるよう、地域住民や福祉活動に関心を持つ企業などに対して地域の様々な資源に関する情報を提供するとともに、活用を促進するための環境づくりに努めます。

【進行管理の目安となる指標】

項目	R4年度末	目標年次	目標水準
高齢者の声かけ・見守りの実施率 (民生委員・老人クラブによるものを除く)	39.7% (R4年7月)	R8年度	50.0%
チームオレンジ設置市町数	4市町	R7年度	17市町
地域子育て支援拠点事業実施箇所数	99箇所	R7年度	102箇所
ファミリーサポートセンター事業実施市町数	10市町	R6年度	10市町
一時預かり事業実施箇所数	203箇所	R6年度	185箇所
病児・病後児保育事業実施箇所数	20箇所	R6年度	22箇所

項目	R4年度末	目標年次	目標水準
地域活動支援センター※3 I型	648人	R8年度	668人
II型 利用人員	236人		263人
III型	89人		108人

※1 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備とその充実を目的に①資源開発②ネットワークの構築③ニーズと取組みのマッチングといったコーディネート機能を担う者

※2 かがわこどもの駅

香川県において①おむつ替えができる設備、②授乳の場、③子ども用トイレ、④妊産婦用駐車場のうち2つ以上の設備を備えた店舗や施設を「かがわこどもの駅」として認定している

※3 地域活動支援センター

障害者が通い、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進する等のサービスを受ける事業を実施

(I型)相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施

(II型)雇用・就労が困難な在宅障害者に対して機能訓練、社会適応訓練など自立と生きがいを高めるための事業を実施

(III型)地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業等を実施

1-2 多様な主体による活動の推進

【現況と課題】

核家族化、価値観の多様化などに伴い地域のきずなが希薄化するなか、高齢者、障害者、子育て家庭などが有する地域生活課題は複雑化・多様化しています。こうした課題に対応するためには、地域住民、社会福祉法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業等の様々な主体による地域福祉を促進し、その連携を強化することが必要です。

また、防災、防犯、交通安全など様々な分野の活動が地域の活性化はもとより、地域福祉の充実や課題解決にもつながることから、こうした活動の推進も重要です。

【施策の方向】

① 地域団体、ボランティア、NPO活動の促進

○ 活動の活性化

- ・ ボランティアに関する感動的な活動、勇気づけられる活動、心温まる活動を顕彰することにより、ボランティア活動の活発化と全県的な広がりの機運を高め、社会的な認識の向上を図ります。
- ・ 県民や企業から寄附を募り、NPOの活動を支援する基金制度の適切な運用を通じて、NPO活動資金の安定的確保に寄与するとともに、NPO支援意識の醸成に努めます。
- ・ 地域での活動を望む高齢者に必要な情報提供や活動の場への案内を行う「高齢者いき

いき案内所※1」を活用し、高齢者の社会活動を支援します。

② 企業等との連携の推進

○ 企業等との協働による見守り・防災活動等の推進

- ・ 日中の地域の見守りや防災活動などについては、企業等による人的・物的な協力が欠かせないことから、市町、県・市町社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの情報共有やネットワーク体制の構築、合同防災訓練の実施など、企業等が参加・協力しやすい環境づくりを推進します。
- ・ 民間事業者・団体・県・市町等で構成する「かがわ高齢者見守りネットワーク」での情報交換や研修等を実施し、高齢者がいきいきと安心して暮らし続けることができるやさしい地域づくりを推進します。

③ 災害に強いまちづくりの推進

○ 避難行動要支援者情報の共有

- ・ 市町防災・減災対策連絡協議会や健康危機管理連絡会などの場で、個別避難計画を作成する上での問題点等について意見交換を行ったり、先進的な取組み事例の紹介などを通じて、市町の一層の取組みを働きかけていきます。また、市町に対して個別避難計画作成時の自助・共助対策推進事業補助金の活用の働きかけや、介護支援専門員や相談支援専門員の研修会の場で、個別避難計画の説明及び市町の個別避難計画作成の協力について働きかけていきます。

○ ボランティア活動の支援

- ・ 災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関係機関・団体と連携し、ボランティアの登録や支援体制の整備など活動環境の整備を図るとともに、関係機関・団体等を対象とした各種研修・訓練等の実施を支援します。

○ 災害派遣福祉チーム(DWAT)※2の整備

- ・ 災害時に避難所において高齢者、障害者、子どもなどの要配慮者の福祉ニーズを把握し、関係機関と連携して福祉避難所への誘導や一般避難所の環境整備など必要な支援を行うため、福祉専門職からなる香川県災害派遣福祉チーム(香川DWAT)を編成し、平時において研修や訓練を実施するなど災害時に備えた体制整備を進めます。

④ 交通事故や犯罪のないまちづくりの推進

○ 交通安全に関する広報・啓発

- ・ 地域全体の交通安全意識を高め、交通事故防止の意識を幅広く浸透させるため、各種広報媒体(ホームページ、広報誌、新聞、ラジオなど)を活用した効果的な広報啓発活動を

推進します。

○ 交通安全教育の推進

- ・ 関係機関やボランティア団体などと連携し、高齢者を中心とした歩行者・自転車・運転者等の各通行形態に応じた参加・体験・実践型の効果的な交通安全教育を地域全体で推進します。

○ 地域安全活動の推進

- ・ 地域における自主防犯意識の高揚や自主防犯活動の促進を図るため、防犯ボランティア団体への研修会等の開催を通じて防犯ボランティア団体の活動の促進や次世代を担うボランティア員の育成に努めます。
- ・ 地域住民や企業、市町など関係機関・団体と連携し、県民の自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図り、犯罪の抑止に努めます。

○ 消費者被害対策としての消費者教育の推進

- ・ 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、また市町社会教育主事・担当者等が集まる研修会や、生活設計情報教室(くらしのセミナー)等において、地域住民が消費者被害に遭わないように、悪質商法やデジタルコンテンツ等を使用した消費者被害等の消費生活に関する情報提供・啓発を行います。

⑤ 地域で暮らす外国人住民への支援

○ 地域社会に対する意識啓発

- ・ 地域の住民一人ひとりが互いの文化や生活習慣などを尊重し、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、気軽に外国人住民と交流できる場を設けるなど意識啓発やネットワークづくりに努めます。また、一人ひとりが国際交流の担い手となるよう、国際交流員(CIR)の学校への派遣、留学生や海外で活躍する県人を活用した学校教育や生涯学習など、異文化理解を深める機会を設けるよう努めます。

○ 外国人住民の生活支援及び社会参加の促進

- ・ 外国人住民からの生活に関する相談をワンストップで受け付けるよう、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育など、生活全般に関する相談に多言語で対応する相談窓口(かがわ外国人相談支援センター)を設置するとともに、生活や防災及び県内のイベント等の有益な情報発信を多言語にて行うなど、ホームページ等の充実を図り、外国人住民の生活支援と社会参加ができる機会の提供に努めます。

【進行管理の目安となる指標】

項目	R4年度末	目標年次	目標水準
通訳等ボランティア登録件数	326 件	R11 年度	400 件
高齢者いきいき案内所相談件数	1,173 件 (R3-R4 年度計)	R8 年度	2,000 件 (R6-R8 年度計)
地区防災計画の策定カバー率	37.4%	R7年度	60.0%
交通事故死者数	35 人 (R4年)	R7年	39 人以下
高齢者人口10万人当たりの交通事故による高齢死者数	7.9 人 (R4年)	R7年	7.4 人以下
刑法犯認知件数	4,173 件 (R4年)	R7年	4,000 件以下
かがわ外国人相談支援センターにおける相談支援件数	871 件 (R3-R4 年度計)	R11 年度	1,962 件 (R6-R11 年度計)

※1 高齢者いきいき案内所

ボランティアなどの社会活動や趣味・健康づくりなど、地域での活動を望む高齢者に必要な情報を提供するとともに活動の場への紹介を行います

※2 災害派遣福祉チーム(DWAT)

社会福祉施設等の社会福祉士、介護福祉士、看護師、保育士など4～6名程度で構成され、主に一般避難所などを巡回しながら、専門知識を生かして、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児ら災害時に配慮を要する人への支援を行うチーム

1-3 思いやり・支え合いのあるまちづくりの推進

【現況と課題】

核家族化や価値観の多様化に伴い、人と人との交流が少なくなるなど地域のきずなが希薄化し、互いを思いやり、支え合う福祉の心が育ちにくくなっています。地域が抱える課題が複雑化・多様化するなか、地域福祉を推進していくためには、地域住民一人ひとりが「他人事」ではなく「我が事」として福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育んでいくことが大切です。

そのためには、幼少期から高齢期に至るまで生涯を通じて、幅広く福祉教育・学習の機会を提供するとともに、あらゆる機会を活用した積極的な広報・啓発活動を行うことにより、地域福祉に対する住民の意識の醸成を図る必要があります。

また、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、バリアフリー※1やユニバーサルデザイン※2に配慮したまちづくりの充実も必要です。

【施策の方向】

① 思いやり意識の醸成

○ 人権意識の高揚

- ・ 県民一人ひとりが、基本的人権の尊重と様々な人権問題に対する理解を深められるよう、「人権週間」「老人週間」「障害者週間」「児童福祉月間」「児童虐待防止月間」などにおける各種行事を通じて、人権意識の高揚を図ります。
- ・ 高齢者、障害者、子どもをはじめ、地域を構成するすべての人が個人として尊重され、積極的に社会参加できるようにするため、広報・啓発活動や人権教育を推進するとともに、社会福祉施設、公民館、隣保館など地域にある様々な資源を活用した多様な交流活動を促進し、思いやり意識の醸成に努めます。

○ 思いやり・支え合い制度の普及

- ・ 外見から援助や支援を必要としていることが分からない者も、適切に援助や配慮を受けられるよう、ヘルプマークの普及・啓発に努めます。
- ・ 障害者、介護の必要な高齢者、妊産婦などの移動に配慮した社会づくりを推進するため、「かがわ思いやり駐車場制度※3」の普及や駐車区画の確保を図るとともに、適切な駐車場利用の促進に努めます。

○ 多様な体験・交流機会の提供

- ・ 地域福祉活動や社会貢献活動に対する理解の促進を図るため、ボランティア体験、世代間交流、社会福祉施設の開放による地域住民と施設利用者との交流活動など、多様な体験や交流の機会を提供します。
- ・ 県社会福祉総合センターにおいて、グループ、学校、企業等を対象とした、高齢者の疑似体験や車いす体験などを実施することにより、高齢者や障害者等の気持ちや身体の変化を知り、高齢者等と共に生きる社会を考える機会を提供します。

○ 地域共生社会※4の普及・啓発

- ・ 地域住民の福祉活動に対する理解と関心を高めるため、県の広報誌やホームページ（「かがわ共助のひろば」など）、県・市町社会福祉協議会の広報誌などを活用することにより、県民が必要とする福祉に関する様々な情報の提供を行うとともに、各種イベントやフォーラムなどを開催し、つながり・支え合いのある地域づくりの普及・啓発に努めます。

② 福祉教育・学習の推進

○ 学校における福祉教育の推進

- ・ 福祉教育・学習に関する情報提供の充実を図ります。小学生向け副読本をホームページに掲載するなど、福祉教育・学習に関する情報提供により、学校教育現場における福祉教

育を支援するとともに、子どもたちの地域福祉活動への参加を促進します。

- ・ 中学生・高校生向けに高齢者や体の不自由な方の困りごとについて理解を深め、「介護」の仕事の重要性等を伝えるため、職業体験研修を実施し、互いに支え合う意識の高揚と、介護の仕事等への関心を高めます。

○ 地域ぐるみの福祉教育の推進

- ・ 地域住民の「福祉の心」を一層深め、地域ぐるみで助け合いができるよう福祉教育を推進し、家庭、学校、社会福祉施設、社会福祉協議会等が一体となった連帯の輪を広げます。
- ・ 子どもたちが多様な体験活動や交流を経験し、豊かな成長がかなえられるよう、地域住民や県・市町社会福祉協議会をはじめとした団体などが連携・協力しながら、福祉に関する体験活動や体験学習を推進するなど、地域社会全体で子どもを育てる機運を醸成します。
- ・ 福祉に関するボランティア活動等を通して教育活動を支援する地域住民やボランティア団体などを募集することにより、地域の教育力を学校教育活動に生かすための仕組みづくりや機運の醸成を図るとともに、学校と地域住民や団体などをつなぐ人材育成を支援します。

○ 生涯学習の機会の充実

- ・ 地域活動やボランティア活動への参加を促すため、県・市町社会福祉協議会などが行う福祉ボランティア体験講座や、ボランティア・NPO交流集会開催等に対する支援に努めます。

③ バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

○ バリアフリーとユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- ・ 福祉のまちづくりを推進するため、ホームページやパンフレット等による幅広い広報啓発活動を行うとともに「香川県福祉のまちづくり条例」に基づいた、公共的施設や公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。
- ・ 高齢者、障害者等の移動の円滑化を促進するため、歩道の整備や無電柱化事業等道路のバリアフリー化を行うことにより、高齢者や障害者などに配慮した安全で快適な交通環境の整備を図ります。
- ・ 高齢者や障害者が積極的に社会参加できるよう、周囲の人が高齢者や障害者に対する理解を深める「心のバリアフリー」についての広報・啓発活動を行うとともに、各種施策や福祉サービス事業所など生活に必要な情報を容易に入手できるよう、ホームページの充実や多様な情報サービスを利用できる環境づくりに取り組むなどの「情報のバリアフリー」を促進します。また、障害者のコミュニケーションを支援する手話通訳者や要約筆記者、点訳・音訳ボランティア等の人材養成を進めるとともに、通訳者派遣などのコミュニケーション

ン支援事業の充実を市町に働きかけるなど「コミュニケーションのバリアフリー」を推進します。

- ・ 高齢者が日々進展するICTを活用し、豊かな暮らしができるよう「高齢者いきいき案内所」においてスマートフォン教室を開催するとともに、情報通信交流館においてはパソコンやスマートフォン、インターネットなどに馴染みが薄く、デジタル化が生活に浸透することに戸惑いを感じる方をサポートするための講座を開催します。
- ・ ユニバーサルデザインの理念を普及させるとともに、施設整備や情報提供、ものづくりなどあらゆる面において、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

【進行管理の目安となる指標】

項目	R4年度末	目標年次	目標水準
かがわ思いやり駐車場利用証交付件数	16,139 件	R11 年度	25,200 件
福祉教育やボランティア学習に取り組んでいる市町社会福祉協議会数	10 市町	R11 年度	17 市町
手話ボランティア登録数	776 人	R8年度	872 人
点訳ボランティア登録数	184 人	R8年度	196 人
音訳ボランティア登録数	144 人	R8年度	156 人
パソコンボランティア養成数	348 人	R8年度	372 人
福祉のまちづくり条例適合証交付施設数	226 施設	R11 年度	254 施設

※1 バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活していくうえでの様々な障害(バリア)を除去すること

※2 ユニバーサルデザイン

子どもから高齢者まで障害のある人もない人も、いろいろな人にとって利用しやすいデザインや設計

※3 かがわ思いやり駐車場制度

公共的施設(官公署やショッピングセンターなど)に設置されている障害者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や要介護高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な方に、県が「かがわ思いやり駐車場利用証」を発行することにより、利用者を明確にし、駐車場管理者等のご協力を得ながら、不適切な駐車場利用を解消し、障害のある方等に配慮した環境づくりを推進する制度

※4 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

重点課題2 福祉を担う人づくり

2-1 地域における人づくりの推進

【現況と課題】

少子高齢化の進展などに伴い、地域福祉活動の担い手が不足するとともに、担い手の固定化や高齢化、後継者不足が課題となっています。担い手の不足は地域における支え合い機能の低下を招くだけでなく、将来的な集落機能の低下にもつながるおそれがあることから、地域福祉活動の担い手の確保・育成が重要となっています。

また、地域福祉活動を効果的・効率的に推進するためには、住民の立場で活動の取りまとめを行うリーダーの存在や、専門的な知識と技術を有し、地域全体のコーディネートを行うコーディネーターの存在が必要とされています。

【施策の方向】

① 地域における担い手の育成支援

○ 住民参加のきっかけづくり

- ・ ボランティア・NPO活動への理解を深め、参加するきっかけとなるよう、ホームページなどを活用した情報提供や広報啓発を行うとともに、NPOネットワークプラザにおける相談、情報収集・提供機能の充実に努めます。
- ・ ボランティア・NPO活動を行う人々や関心を持つ人々の交流や意見交換の場を側面的に支援することや、ボランティア・NPO活動などをテーマとした出前講座を開催することにより、広く県民に対して活動への理解と参加を促進します。
- ・ 元気な高齢者をはじめとする地域住民が地域福祉の担い手となり、十分に力を発揮できるよう、活動に必要な知識を得るための研修の機会や活動を支える体制づくりを支援します。
- ・ 認知症の人や家族が安心して生活できる地域づくりを推進するため、認知症サポーター※1の養成とその養成講座の講師役となるキャラバン・メイト※2の養成に取り組みます。

○ 子どもの福祉意識の醸成

- ・ 子どもたちが多様な体験活動や交流を経験し、豊かな成長がかなえられるよう、地域住民や県・市町社会福祉協議会をはじめとした団体などが連携・協力しながら、福祉に関する体験活動や体験学習を推進するなど、地域社会全体で子どもを育てる機運を醸成します。

② 福祉活動の中核となる担い手の育成

○ 住民リーダーの育成支援

- ・ 自治会役員や民生委員・児童委員など、地域福祉活動のキーパーソンとなる人材を地域福祉のリーダーとして養成します。

○ 地域福祉コーディネーターの育成

- ・ 福祉の専門的知識を持つ社会福祉協議会や社会福祉施設の職員等を対象としたコーディネーター養成研修を段階的・継続的に開催することにより、地域福祉活動のコーディネートを行う人材の育成と資質の向上に努めます。

③ 民生委員・児童委員活動の充実

○ 担い手の確保、育成

- ・ 住民の立場に立って相談・援助活動を行う民生委員・児童委員は、地域福祉活動の重要な担い手であることから、その役割や活動内容をPRし、市町、県・市町社会福祉協議会等との連携強化のもと、若い世代等、新たな担い手の確保に努めます。
- ・ 複雑・多様化する地域生活課題に対応するため、民生委員・児童委員の経験年数と役割に応じた実践的な研修の充実に努めます。

○ きめ細やかな連絡体制づくり

- ・ 民生委員・児童委員活動で支援や見守りが円滑に行えるよう、市町などの関係機関とのきめ細やかな連絡体制づくりに努めます。

【進行管理の目安となる指標】

項目	R4年度末	目標年次	目標水準
認知症サポーター養成数	123,953人	R8年度	136,000人
民生委員・児童委員の60歳未満の年齢構成割合	12.1%	R11年度	14.7%

※1 認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、普段の生活の中でできる手助けを行うボランティア

※2 キャラバン・メイト

地域や職域、学校等の地域住民を対象に、「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、認知症に対する正しい知識や具体的な対応方法について伝える講師としての役割を担う者。所定の養成研修を受講し登録する必要がある

2-2 福祉人材の養成・確保と資質向上

【現況と課題】

本県では、全国平均に比べ高齢化率が高くなっており、地域生活課題の増大が見込まれる中、福祉分野においては慢性的な人材不足にあることから、福祉人材の確保は喫緊の課題となっています。

このため、質の高い福祉人材の安定的な確保を行うとともに、資質の向上や定着に向けた支援を行うことが求められています。

【施策の方向】

① 福祉人材の安定的確保

○ 福祉人材センター※1の活用

- ・ 県では、福祉人材の確保を図るため、県社会福祉協議会に委託して、福祉人材センターを開設し、無料職業紹介、職場説明会や講習会の開催などを通じて従事希望者の就業を支援するとともに、資格を有しながらも施設で働いていないが、働く意欲をもっている潜在保育士や介護福祉士等に対し、就職相談や職業紹介をとおして再就業を働きかけます。また、社会福祉事業経営者からの人材確保や処遇改善等に関する相談に応じるほか、経営者等を対象とした研修を行います。
- ・ 福祉人材センターに「介護助手普及推進員」を配置し、介護助手の求人への周知や、介護事業所とのマッチングを行い、介護助手の普及に取り組み、多様な人材の参入促進を図ります。

○ 福祉の仕事に関する広報・啓発

- ・ 福祉の仕事に関する啓発資料の作成・配付、広報誌・ホームページなどを活用した情報提供を行うことにより、養成施設等への進学、福祉職場への就業を促進します。

② 福祉人材の資質向上と定着支援

○ 福祉人材の育成支援

- ・ 福祉人材のキャリアや役職ごとに段階的・継続的に学ぶための研修や実践を重視した研修、課題別・テーマ別の研修などの充実を図り、福祉人材の資質向上を促進します。

○ 福祉人材の処遇改善等

- ・ 福祉人材の定着を支援するため、職員の処遇改善加算の制度について事業所に周知し、制度の活用を促すとともに、職員の経験や能力を正當に評価する仕組みの構築及び職員の身体的負担の軽減や業務効率化を図るため、ロボットやICTの導入を支援するなど、職員の処遇改善等を促進します。

○ 魅力ある福祉職場づくり

- ・ 社会福祉施設管理者を対象とした、職員が働きやすい魅力ある職場づくりのための研修を実施し、福祉職員の定着に努めます。
- ・ 社会福祉事業経営者等に対する研修や相談を実施するほか、(独)福祉医療機構が実施する「社会福祉施設職員等退職手当共済事業※2」に対する助成などにより、福祉職場の処遇改善と魅力向上に努めます。

【進行管理の目安となる指標】

項目	R4年度末	目標年次	目標水準
保育士人材バンクを通じて復職した保育士数	171人 (R2-R4年度計)	R6年度	290人 (R2-R6年度計)
社会福祉士登録者数	2,229人	R11年度	2,700人
介護福祉士登録者数	16,335人	R7年度	21,300人
介護職員数	18,359人	R8年度	20,700人
介護職員初任者研修修了者数	4,321人	R8年度	5,650人
介護支援専門員※3登録者数	6,720人	R8年度	7,020人
相談支援従事者初任者研修※4修了者数	1,988人	R8年度	2,180人
サービス管理責任者※5研修(実践)修了者数	-	R8年度	100人/年

※1 福祉人材センター

社会福祉事業や施設等の経営者に関する啓発活動、施設等の経営者に対する相談・援助、施設職員等の従事者やその希望者に対する研修等を行う機関として、本県では香川県社会福祉協議会を指定している

※2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉施設等の職員が退職した場合にその職員に退職手当金の支給を行う事業

※3 介護支援専門員(ケアマネジャー)

指定居宅介護支援事業所や介護保険施設に配置され、要介護者等からの相談を受けたり、心身の状況等に応じた適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるよう、市町や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う

また、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識や技術を有する者として、介護サービス計画(ケアプラン)の作成等の業務を行う

※4 相談支援従事者初任者研修

地域の障害者等の福祉に関する問題について、障害者、介護者、障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、これらの者と市町や指定障害福祉サービス事業者との連絡調整等を総合的に行う相談支援従事者や各事業所に必ず1人以上設置され障害者等からの相談に応じる相談支援専門員が必ず受講しなければならない研修

※5 サービス管理責任者

各事業者の障害福祉サービス全体を管理し、サービスを提供している職員に対し適切な指示をする役割を持ちサービス管理責任者研修を受講した者。障害福祉サービス事業所において、配置することになっている

重点課題3 安心と自立を支える基盤づくり

3-1 包括的な支援体制づくり

【現況と課題】

行政による福祉サービスは、高齢・介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮など、それぞれの分野において支援を実施してきましたが、地域や家庭など生活における支え合い機能の低下により人と人とのつながりが希薄化する中、孤独・孤立の問題や 8050 問題、ヤングケアラーなど個人や世帯が抱える課題やニーズは複数の分野に跨ったり、複雑化・複合化するとともに、分野の狭間に対するアプローチが必要になるなど、多種多様な支援が求められています。

これら複雑化・複合化した課題やニーズなどに対応するため、関係機関の分野を超えた連携が重要です。

【施策の方向】

① 複雑化・複合化した課題を抱える方への対応

○ 重層的な支援体制の構築

- ・ 社会的孤立や制度の狭間でサービスにつながらないような複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯を早期に把握し、適切な支援につなげるために、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業※1などによる市町の包括的な支援体制の整備を推進します。

○ 福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域における支援

- ・ 住民等が身近な圏域において主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができるよう、市町は包括的な支援体制を整備することが必要であるため、県はその取組みを支援します。
- ・ 広域的・専門的な団体・組織等の連携の促進を図るとともに、市町や地域に情報及び技術的な助言をすることで協働して包括的な支援体制の整備を推進します。

○ 地域の多機関連携によるネットワークづくり

- ・ 地域における孤立、自殺、ひきこもり、虐待、配偶者からの暴力等に対して地域住民、福祉関係者、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOや企業などがお互いに連携し、地域社会全体で取り組むネットワークを構築します。

○ 地域における相談支援体制の充実

- ・ 地域における相談機関等（民生委員・児童委員、県・市町社会福祉協議会、市町、地域包括支援センター、市町障害者虐待防止センター、地域自立支援協議会など）と県が設置する各種相談機関（保健福祉事務所、障害福祉相談所、精神保健福祉センター、子ども女性相談

センターなど)との重層的なネットワークの強化と一貫した相談体制の充実に努めます。

- ・ 育児と介護を同時に担うといったダブルケアの問題も増加しており、各分野における相談・支援機関が、介護や子育てなどの様々な生活課題を把握した場合に、適切な連携が図れるよう、先進事例等の市町への情報提供に努めるとともに、各分野の相談窓口や関連施策についての相互理解が深まるよう子育てや介護分野等の従事者に対する研修に取り組みます。
- ・ 再び罪を犯さないために支援を必要とする人に対し、必要な保健医療、福祉サービス、住まい、就労などの支援につなげられるよう取り組みます。
- ・ 子育て家庭等が気軽に訪れることができる「かがわ子育てステーション」※2を県内に広め、子育てが孤立しないよう取り組みます。

○ 情報提供体制の充実

- ・ 相談者の多様なニーズに対応するため、地域における相談機関や県が設置する各種相談機関の情報が的確に相談者に届くよう、広報誌やホームページなど様々な情報提供媒体を活用した情報提供体制の充実に努めます。

○ 相談機関の専門性の向上

- ・ 年々複雑化・高度化する様々な相談に対応するため、相談機関の専門性の向上に努めるとともに、地域における地域生活課題等の共有を図るために支援関係機関間の連携体制の構築を支援します。

② 生活困窮者への支援

○ 生活困窮者自立支援法に基づく支援

- ・ 生活困窮者の支援体制として、平成 27 年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言等を行う窓口を設置するとともに、地域の実情に応じ、法に基づく各種支援を実施します。
- ・ また、関係機関や他制度による支援に適切につなぐとともに、民生委員・児童委員や自治会、ボランティア等によるインフォーマルな支援活動の協力を得ながら、自立支援を行います。
- ・ 相談支援員等の研修などを実施し、支援体制の充実に努めるとともに、関係機関との連絡強化のため、情報交換、支援方法の共有等に取り組みます。

○ 生活福祉資金の貸付けによる支援

- ・ 福祉分野におけるセーフティネットとしての役割を果たしている生活福祉資金貸付制度の普及啓発を図るとともに、適切な制度の運用に努めます。

③ 居住に課題を抱える住民への支援

- 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり
 - ・ 住宅セーフティネット制度※3の情報を県民に提供するとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の適切な運営管理が図られるよう指導監督を行います。

④ 就労に困難を抱える住民への支援

- 横断的な就労支援
 - ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等で就労に困難を抱える人に対して、状況に応じた就労支援に取り組みます。

⑤ 社会的孤立等への対応

- ひきこもり対策
 - ・ ひきこもり支援センターを設置し、本人や家族からの相談対応や本人に対する社会参加に向けた支援のほか、市町やNPOなどの支援機関に対する研修や他の支援機関とのネットワークづくり、ひきこもりサポーターの養成などを実施するとともに、市町における支援体制の構築を支援します。
- 自殺対策
 - ・ 自殺に追い込まれようとする人が安心して生きられるように、精神保健的な側面に加え、社会・経済的な側面を含む包括的な支援に様々な分野の施策、人々や組織と連携しながら取り組みます。
- 孤独・孤立対策
 - ・ 孤独・孤立にいたる背景や当事者がおかれている状況は多岐にわたり、また、孤独・孤立の感じ方、捉え方は人によって多様であるため、課題やニーズにとらわれない幅広い支援事業を展開します。

⑥ 権利擁護体制の充実

- 権利擁護体制の充実
 - ・ 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分となった人が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を促進します。
- 日常生活自立支援事業の促進
 - ・ 判断能力が不十分な人が、福祉サービスの利用にあたり困難を生じることがないように、また、日常的な金銭管理などに不安が生じた場合に支援できるよう、日常生活自立支援事

業を実施し、その他関係機関との連携強化により、必要とする方にサービスが届きやすい環境づくりに努めます。

- ・ 県・市町社会福祉協議会の生活支援員や専門員に対する研修を実施し、支援を行う人材の育成や資質の向上に努めます。
- 成年後見制度の普及啓発、市民後見人などの人材育成と体制整備の支援
 - ・ 高齢化の進展に伴い、認知症等により判断能力が不十分となった方の権利を守るために、必要性が高まっている成年後見制度に関する普及啓発を行います。
 - ・ 成年後見を担う人材の育成と支援体制の強化を図るため、市町の行う市民後見人の養成及び社会福祉協議会による法人後見の実施を支援するとともに、後見人等による意思決定支援の在り方など後見人その他本人に関わる支援者の資質向上のための研修を実施します。
 - ・ 相談窓口として、各市町が設置している権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関を軸に、市町、社会福祉協議会、専門職団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)、家庭裁判所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 虐待防止の推進
 - ・ 児童、高齢者及び障害者などに対する家庭や施設、事業所における虐待を防止するため、市町における関係機関からなるネットワークの活動を支援するとともに、子ども女性相談センター、地域包括支援センター、市町障害者虐待防止センター等関係機関と連携し、児童、高齢者及び障害者などに対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応等に努めます。
 - ・ 虐待に対する認識を高めるための啓発や、市町職員等の専門性向上のための研修を実施するほか、相談窓口や虐待を発見した者は通報義務があることなどをPRするなど、早期発見・早期対応できる体制整備の支援に努めます。

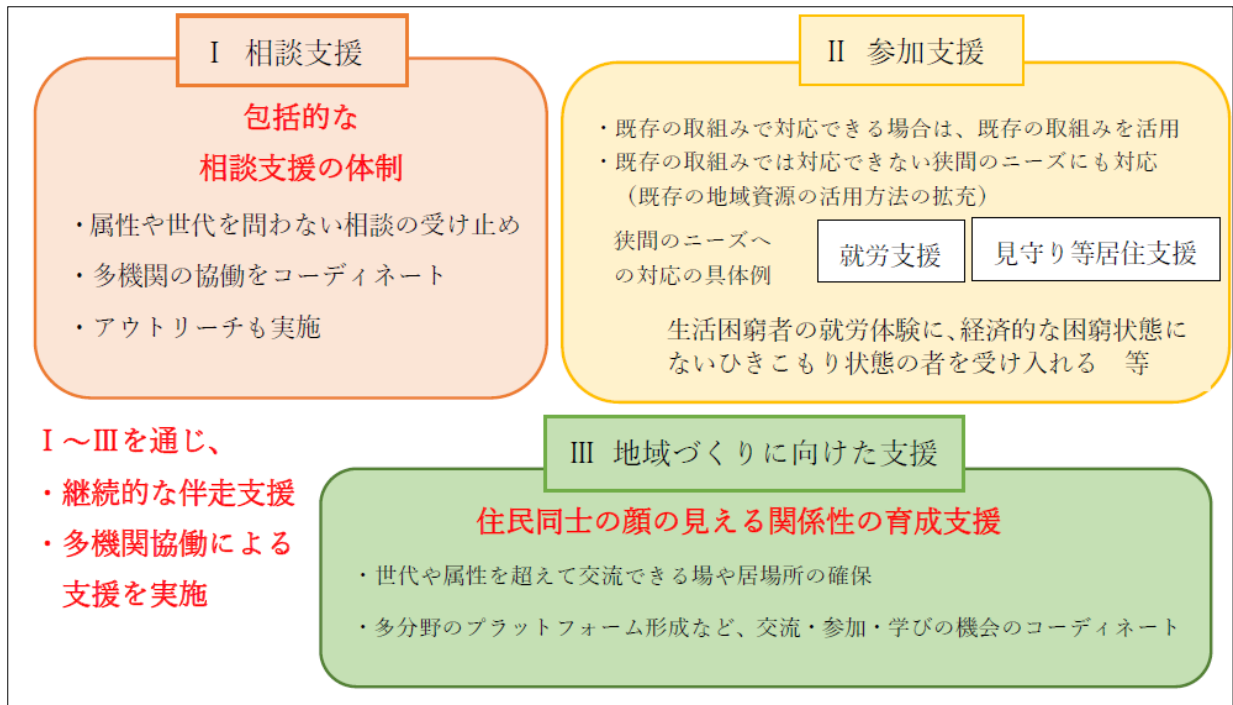
【進行管理の目安となる指標】

項目	R4年度末	目標年次	目標水準
計画相談支援(利用人員)	5,968 人/月	R8年度	7,668 人/月
地域移行支援(利用人員)	1 人/月	R8年度	13 人/月
地域定着支援(利用人員)	3人/月	R8年度	13 人/月
障害児相談支援(利用人員)	2,440 人/月	R8年度	3,628 人/月
人口 10 万人当たりの自殺死亡者数	15.1 (R4年)	R8年	13.0 以下
日常生活自立支援事業利用者数	706 人	R11 年度	839 人
市民後見人養成事業実施市町数	10 市町	R8年度	17市町

※1 重層的支援体制整備事業(p31参照)

社会福祉法に基づき、市町において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業

参考 重層的支援体制整備事業について



重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものとして創設され、令和3年4月1日から施行されました。

この3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものであり、これらを一体的に行うことにより、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、それらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなっていくます。

※2 かがわ子育てステーション

子どもやその保護者等が気軽に訪れ、相談支援や地域の子育てに関する情報、子育て家庭の交流の場を提供することができる施設

※3 住宅セーフティネット制度

低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給を促進するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度や登録住宅の改修等への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援などの施策を総合的かつ効果的に推進する制度

3-2 利用者本位のサービス提供に向けた支援体制の充実

【現況と課題】

サービスの提供に当たっては、利用者一人ひとりのニーズに適切に対応できる仕組みや体制づくりが必要であり、必要なサービスを総合的に切れ目なく提供していくことが求められています。

いつでも気軽に相談でき、複雑な問題にも的確に対応できるよう、福祉、介護、保健、医療などの役割分担や連携を密にした情報共有体制の整備が求められています。

【施策の方向】

① 福祉、介護、保健、医療の連携

○ 共生型サービス※1の推進

- ・ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、共生型サービス制度が設けられており、制度の周知を図りニーズに応じたサービスの提供につなげます。
- ・ 介護保険、障害福祉、児童福祉等のサービスを組み合わせる際のメリットや課題を整理し、情報提供や普及啓発を図ることにより、共生型サービスを推進します。

○ 医療的ケア児※2等への総合的な支援体制

- ・ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域等において、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、各圏域において、保健、医療、障害福祉などの関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めるなど、総合的な支援体制を整備します。

○ 地域包括ケア体制の推進

- ・ 市町が行う生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート役を担う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」及び協議体の運営・機能強化等について、市町が円滑に取り組めるよう支援します。
- ・ 在宅医療・介護連携を推進するため、地域の医療機関等において在宅医療に携わるコーディネーターを養成するほか、在宅医療に係るスタートアップ事業や市町職員等を対象とした多職種連携に係る研修等を実施するなど、在宅医療・介護を担う人材の育成に努めます。
- ・ 地域包括ケアシステム※3の構築に資する取組みの一つである地域ケア会議を市町の地域包括支援センターにおいて円滑に開催できるよう、必要な研修や先駆的な取組みの紹介、専門職の派遣調整等を行い、地域包括支援センターの体制強化を促進します。

② 県、市町、民間組織・団体の連携

○ 関係機関との協働と適切な役割分担

- ・ 利用者の多様なニーズに対応するため、行政と社会福祉協議会をはじめとする福祉活

動団体、NPO法人などの組織その他の民間団体が協働することができるよう、広域的な視点に立った適切な役割分担の調整、連携のためのコーディネートに努めます。

○ 適切な情報共有体制の構築

- ・ 地域において、福祉サービスを必要とする人が適切にサービスを選択し活用するため、行政、社会福祉法人、医療法人、公益法人などだけでなく、営利法人、ボランティア団体、NPO法人、地域団体など多種多様な主体が参入し、公的サービスでは対応しきれないきめ細やかなサービスを住民の要望に応じて柔軟に提供できるよう、適切な情報共有体制の構築を図ります。

③ 県・市町社会福祉協議会活動の充実

○ 県社会福祉協議会への支援

- ・ 県社会福祉協議会は県域での地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、調整及び助成等の事業を行うこととされています。関係機関と相互に連携を図りながら、地域福祉推進のためのネットワークの中心となり、市町社会福祉協議会をはじめ福祉関係団体の育成支援にあたっている県社会福祉協議会の広域的な活動を支援します。

○ 地域福祉活動計画の推進支援

- ・ 社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉を推進する中心的な団体として定められていることから、市町の地域福祉の取組みが推進されるよう、県・市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画の推進を支援します。

④ 安全確保のためのネットワークづくり

○ 地域ぐるみでの安全確保

- ・ 災害に備え、日頃から関係機関・団体との連携を図り、自治会や民生委員・児童委員の協力を得て、地域ぐるみで日頃から安全確保に努めるとともに、高齢者や障害者などの要支援者の把握、情報の共有、災害時の避難誘導、安否確認や連絡体制、福祉避難所※4の整備を支援します。

⑤ 社会福祉法人が行う公益的な取組みの推進

○ 社会福祉法人(施設)の取組み

- ・ 地域福祉の推進において、香川おもいやりネットワーク事業などの社会福祉法人の取組みは重要であり、施設が地域に開かれた拠点として持つ機能を活用し、施設を拠点とした地域住民との交流を通じて、地域のニーズに基づいた様々な福祉課題に対する施設と住民等との協働による福祉活動の取組みを促進します。

- 社会福祉法人(施設)の適切な運営
 - ・ 地域住民が必要な福祉サービスを適切に利用できるように、社会福祉法人の適切な運営に関する指導や助言を行います。

【進行管理の目安となる指標】

項目	R4年度末	目標年次	目標水準
地域における公益的な取組を実施する社会福祉法人数	126 法人	R11 年度	194 法人
医療的ケア児等のための関係機関の協議の場(圏域)の設置	4か所	R8年度	6か所

※1 共生型サービス

平成 30 年4月に創設されたサービス。介護保険または障害福祉のいずれかの居宅サービス(デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業所は、特例の基準が適用された指定を受けることで、もう一方の制度における居宅サービスを提供できることとなった

※2 医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子ども

※3 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

※4 福祉避難所

災害時に、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児など特別な配慮を必要とする人を受け入れるため、市町が指定する避難所。配慮を必要とする人の円滑な利用の確保や相談体制の整備など一定の指定基準がある

3-3 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり

【現況と課題】

福祉サービス提供事業者と利用者は、対等な関係とは言え、苦情や不満が十分に表明しにくい場合も考えられることから、苦情解決体制の充実を図り、利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供を確保することが求められます。

福祉サービスの利用者は、それぞれの心身の状況、生活環境等の相違により、必要とする福祉サービスが異なるため、自らの生活上の課題を解決するためには、的確な選択・利用を行うことが重要であり、その判断の材料となる情報の提供が必要です。

また、福祉サービス提供事業者においても、利用者が必要とする情報を適正に提供するとともに、健全な運営を行うことが必要です。

【施策の方向】

① 福祉サービス苦情解決体制の整備

○ 事業者による苦情解決体制の整備

- ・ 苦情解決責任者や苦情受付担当者の配置など、社会福祉施設が実施する苦情解決窓口の整備を推進します。

○ 福祉サービス運営適正化委員会※1における苦情解決体制の充実

- ・ 事業者段階では解決困難な苦情を解決するため、県段階の苦情解決機関として、県社会福祉協議会に設置している福祉サービス運営適正化委員会による迅速・的確な苦情解決体制の充実を支援します。

② 福祉サービス第三者評価制度※2等の推進

○ 自己評価の促進

- ・ 事業者においては、法令により自己評価と外部評価の実施の努力義務が規定されています。自ら提供するサービスについて、一定の基準により自己評価を行いサービスの水準を点検し、その結果に基づいた改善等を行うことにより、福祉サービスの質の向上が期待されることから、事業者の自己評価への取組みを促進します。

○ 第三者評価の受審促進

- ・ 事業者の提供する福祉サービスの質を、当事者以外の公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価制度を継続適用します。
- ・ 評価制度の普及・啓発などに取り組むことにより受審促進に向けた取組みに努め、より多くの事業所に第三者評価を受審してもらうことにより、福祉サービスの質の向上を図ります。

③ 福祉サービスの情報提供体制の充実

○ 多様な情報提供体制の整備

- ・ 地域住民の福祉活動に対する理解と関心を高め、福祉マインドの醸成を図る観点から、情報を必要とする人に適切に情報が届くようインターネットの活用のほか広報誌等の様々な方法により、福祉に関する情報の提供を行います。

○ 自己評価、第三者評価等の結果開示の促進

- ・ 事業者は、事業運営に関する自己評価などを実施し、利用者の立場に立った良質な福祉サービスを提供するよう努める必要があるため、事業運営に関する様々な情報、自己評価や第三者評価の結果の積極的な開示を促進します。

- 利用者のニーズに即した情報提供の促進
 - ・ 事業者が提供するサービスの内容や特色など、利用者が必要とする情報の積極的な提供を促進します。

【進行管理の目安となる指標】

項 目	R4年度末	目標年次	目標水準
福祉サービス第三者評価受審施設数	72 施設	R11 年度	97 施設
香川県地域福祉関係 ホームページアクセス件数(年度内)	1,238,183 件	R11 年度	1,362,000 件

※1 福祉サービス運営適正化委員会

個々の処遇の内容等に関する苦情や当事者同士(福祉サービス利用者とその提供者)の話し合いでは、解決が困難な場合があるため、社会福祉法第 83 条の規定に基づいて、香川県社会福祉協議会に設置している中立・公正な第三者機関である福祉サービス運営適正化委員会において、苦情の解決を図るもの

※2 福祉サービス第三者評価制度

事業者の提供する福祉サービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもので、個々の事業者が、事業運営における具体的な問題点を把握して、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果が、利用者の適切なサービスの選択に資するための情報となることを目的としたもの

第5章 市町への支援、計画の推進

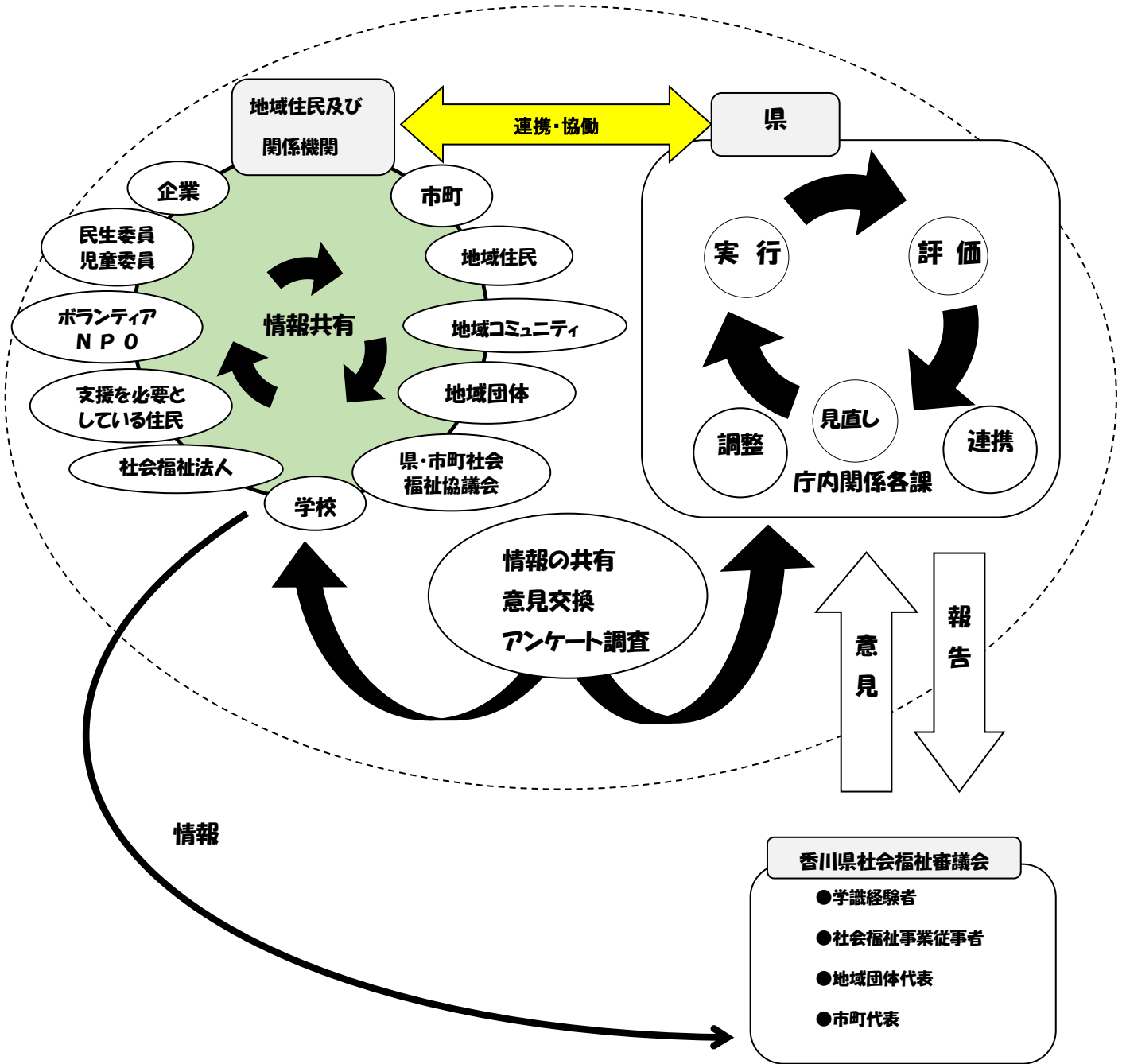
市町には、地域生活課題に即した福祉行政を進めることが求められています。地域住民や専門職等の参加を得て、地域福祉を総合的・計画的に推進していくことが必要です。

県では地域の課題や福祉ニーズに即した施策を展開するため、社会福祉法第107条の規定に基づく市町地域福祉計画の推進を支援します。また、福祉現場の状況と計画との整合性が保たれるとともに、実効性のある目標が設定されるよう、市町への有益な情報提供を行うほか、市町との情報交換、意見交換に努めます。

そして、本計画を実効性のあるものとするためには、計画に掲げた施策の進捗状況や指標の達成度について、定期的に把握し評価するとともに、状況に応じて見直し等も検討するなど、適切に進行管理することが求められます。

県では、計画に掲げた施策の進捗状況や指標の達成度について、定期的に把握し評価を行い、香川県社会福祉審議会に諮って意見を聞くなど、適切な進行管理を行います。

(進行管理の体制)



【市町の地域福祉への取組状況】(令和5年8月調査)

① 地域福祉について、課題や問題点は何か。

- 複雑化・複合化した課題への対応
- 地域における連帯感の希薄化、支え合い機能の低下、交流機会の減少
- 地域福祉を推進する担い手の不足・高齢化・固定化
- 地域と交流が少ない要配慮者(一人暮らし高齢者、障害者、子育て家庭等)の増加などによる孤立化、見守り体制の構築・維持
- 災害に備えた連携体制の構築
- 高齢者等の移動手段の確保(交通弱者、買い物弱者等)
- 福祉に関する情報提供の充実

② ①の課題や問題点に対し、どのような施策を行っているか。または、行いたいのか。

【複雑化・複合化した課題への対応】

- 総合相談窓口や相談員及びコーディネーターの設置
- 包括的な支援体制の構築、各種相談窓口の連携強化(包括的な相談、地域拠点における相談支援の充実)
- 重層的支援体制整備事業の実施
- 事例検討会

【地域における連帯感の希薄化、支え合い機能の低下、交流機会の減少】

- 居場所づくり(ふれあい・いきいきサロン、子ども食堂、認知症カフェなど)
- 地域サロンの場を活用した研修や講座の実施

【地域福祉を推進する担い手の不足・高齢化】

- 福祉活動の担い手の育成
- 地域福祉を推進するボランティアや団体等の活動支援

【地域と交流が少ない要配慮者(一人暮らし高齢者、障害者、子育て家庭等)の増加などによる孤立化、見守り体制の構築・維持】

- 介護サービス、生活支援の充実、出張相談支援、ひきこもり等の実態調査、研修会及び会議の実施

- 見守り活動、講演会の実施
- 関係機関とのプラットフォームの設置

【災害に備えた連携体制の構築】

- 防災情報の共有
- 避難行動要支援者支援制度の周知や防災訓練の実施

【高齢者等の移動手段の確保(交通弱者、買い物弱者等)】

- 福祉タクシーの利用対象の拡大による買い物等日常生活の支援

【福祉に関する情報提供の充実】

- 相談窓口の設置
- 防災情報の共有

③ 住民が主体となって地域福祉に参加するきっかけづくりとして、取り組んでいる事例

- 子ども食堂、認知症カフェなどの居場所づくりの実施やイベントの開催
- 認知症サポーター、介護予防サポーター、見守りボランティア等養成講座の実施・普及啓発
- 見守り活動・声かけ運動の実施
- 地区社協開催の各種行事への参加促進
- 避難行動要支援者名簿の作成や自主防災組織結成等の防災対策の実施
- 相談支援業務及び相談支援機関の連携強化

④ 住民が主体となって継続的に地域福祉に取り組んでいる事例

- ふれあいいきいきサロン等の身近な地域の居場所づくり
- 地域の「見守り隊活動」や「昭和地域安全パトロール隊」などの見守り活動
- 地域のネットワーク会議や定例会により課題を把握し、解決を試みる体制の構築
- 有償でのごみ出し、買物代行、災害時などのボランティア活動
- 防犯・防災活動訓練、自主防災活動、避難行動要支援者登録
- フードバンク、弁当の配食、安否確認型給食サービス
- 介護予防サポーターによる認知症についての普及啓発、転倒予防など
- 子ども達のための食育活動(親子で郷土食、伝統食等の食育実習)

⑤ ④の事例について、どのような支援を行っているか。

- 補助金・交付金等の支給
- 研修会・講演会の開催
- 支援員、地域コーディネーター等支援員の派遣
- 活動の場の提供

⑥ 包括的な支援体制の構築のために行っている取組み

- 庁内各課や関係機関・団体との連携
- 重層的支援体制整備事業や移行準備事業の実施
- 総合相談支援体制の充実
- 分かりやすい情報提供や個別の相談支援の充実

⑦ 地域福祉について、住民ニーズの把握方法

- 地域福祉計画や総合計画等のアンケート調査
- 住民からの相談、問い合わせ
- 社会福祉協議会、民生委員やコミュニティ(自治会長)との意見交換
- 地区社協の会議及び行事への参加
- 民生委員や福祉相談員からの情報提供

【県政モニターアンケート調査結果】

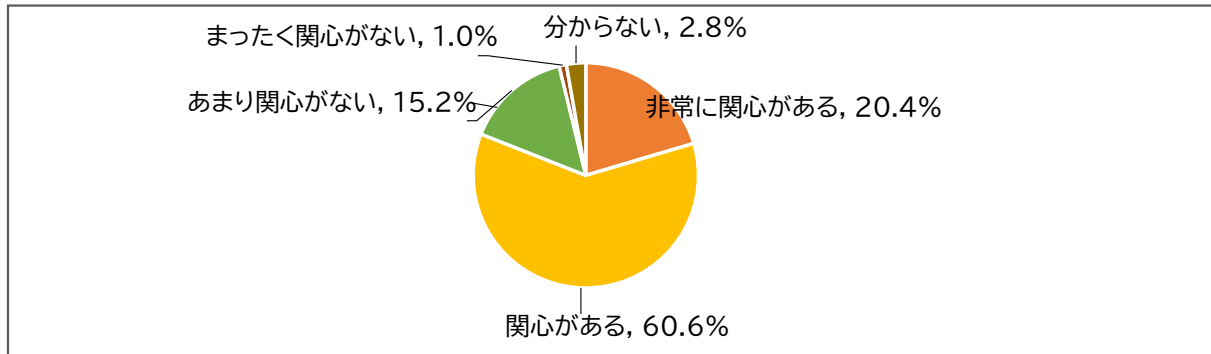
【1】 調査テーマ 地域福祉について
調査期間 R5.8.2 ~ R5.8.15
回答率 85.5% 回答者数 289人

【2】 調査目的

この調査は、主体的に参画し、共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、今年度、策定作業を行っている「香川県地域福祉支援計画」づくりの参考にするため、実施しました。

問1 あなたは、社会福祉に関心がありますか。次の中から1つだけ選んでください。

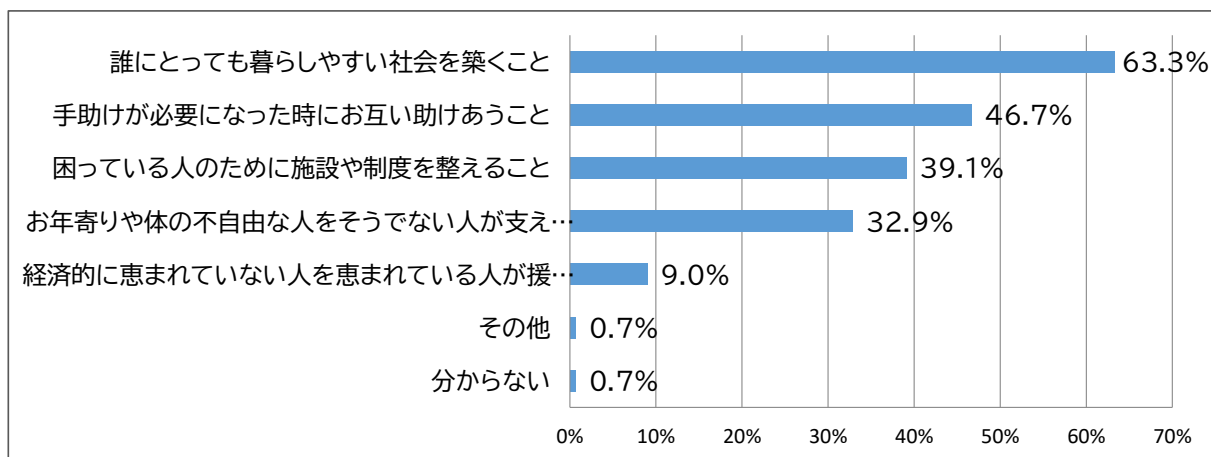
選択肢	回答者数	構成比	6年前
非常に興味がある	59	20.4%	23.7%
興味がある	175	60.6%	59.9%
あまり興味がない	44	15.2%	12.5%
まったく興味がない	3	1.0%	0.6%
分からない	8	2.8%	3.0%
無回答	0	0.0%	0.3%
計	289	100.0%	



問2 あなたは、社会福祉という言葉からどのようなイメージを受けますか。次の中から2つまで選んでください。

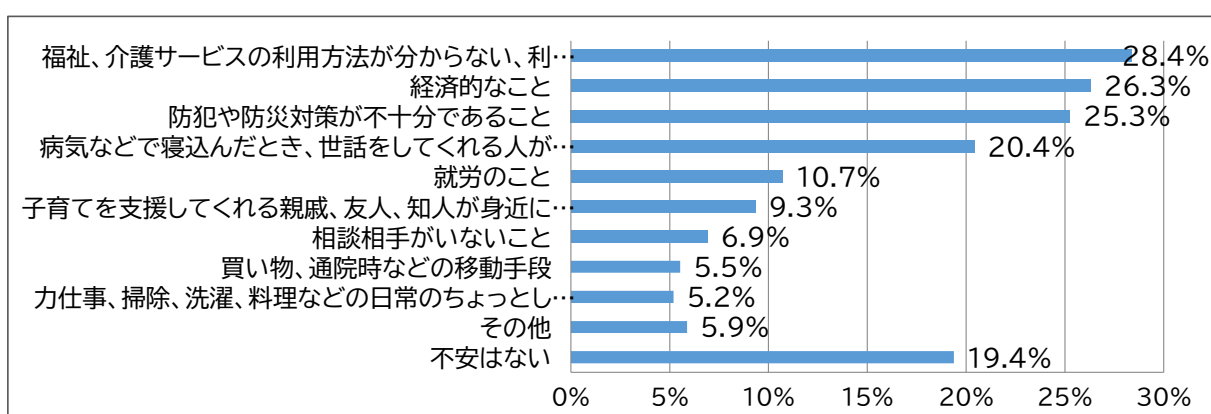
回答者数 289

選択肢	回答者数	構成比	6年前
誰にとっても暮らしやすい社会を築くこと	183	63.3%	55.3%
手助けが必要になった時にお互い助けあうこと	135	46.7%	43.2%
困っている人のために施設や制度を整えること	113	39.1%	43.5%
お年寄りや体の不自由な人をそうでない人が支えること	95	32.9%	35.3%
経済的に恵まれていない人を恵まれている人が援助すること	26	9.0%	15.5%
その他	2	0.7%	0.9%
分からない	2	0.7%	0.9%



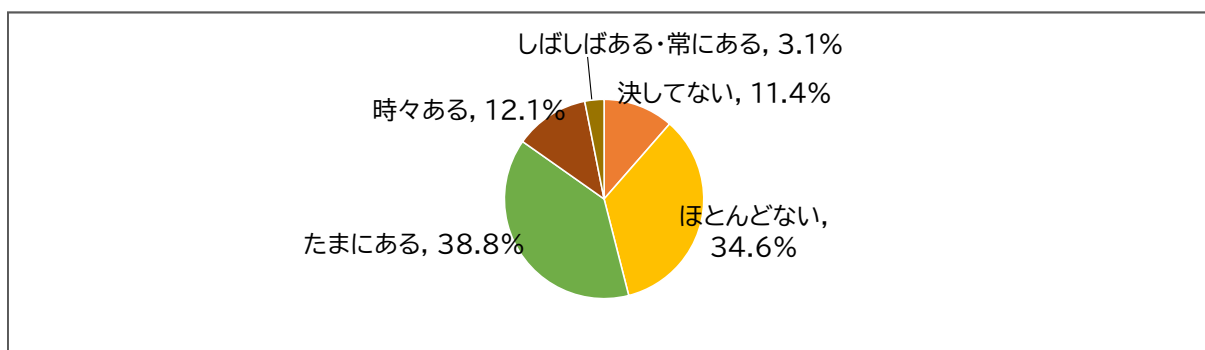
問3 あなた自身が日常生活で困っていること、不安なことは何ですか。
次の中から2つまで選んでください。

選択肢	回答者数	構成比	6年前
福祉、介護サービスの利用方法が分からない、利用しづらいこと	82	28.4%	22.5%
経済的なこと	76	26.3%	27.4%
防犯や防災対策が不十分であること	73	25.3%	21.3%
病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいないこと	59	20.4%	19.1%
就労のこと	31	10.7%	12.2%
子育てを支援してくれる親戚、友人、知人が身近にいないこと	27	9.3%	10.9%
相談相手がないこと	20	6.9%	7.6%
買い物、通院時などの移動手段	16	5.5%	8.2%
力仕事、掃除、洗濯、料理などの日常のちょっとした支援が受けられないこと	15	5.2%	7.6%
その他	17	5.9%	7.3%
不安はない	56	19.4%	22.5%



問4 あなたは、孤独であると感じることがありますか。次の中から1つだけ選んでください。

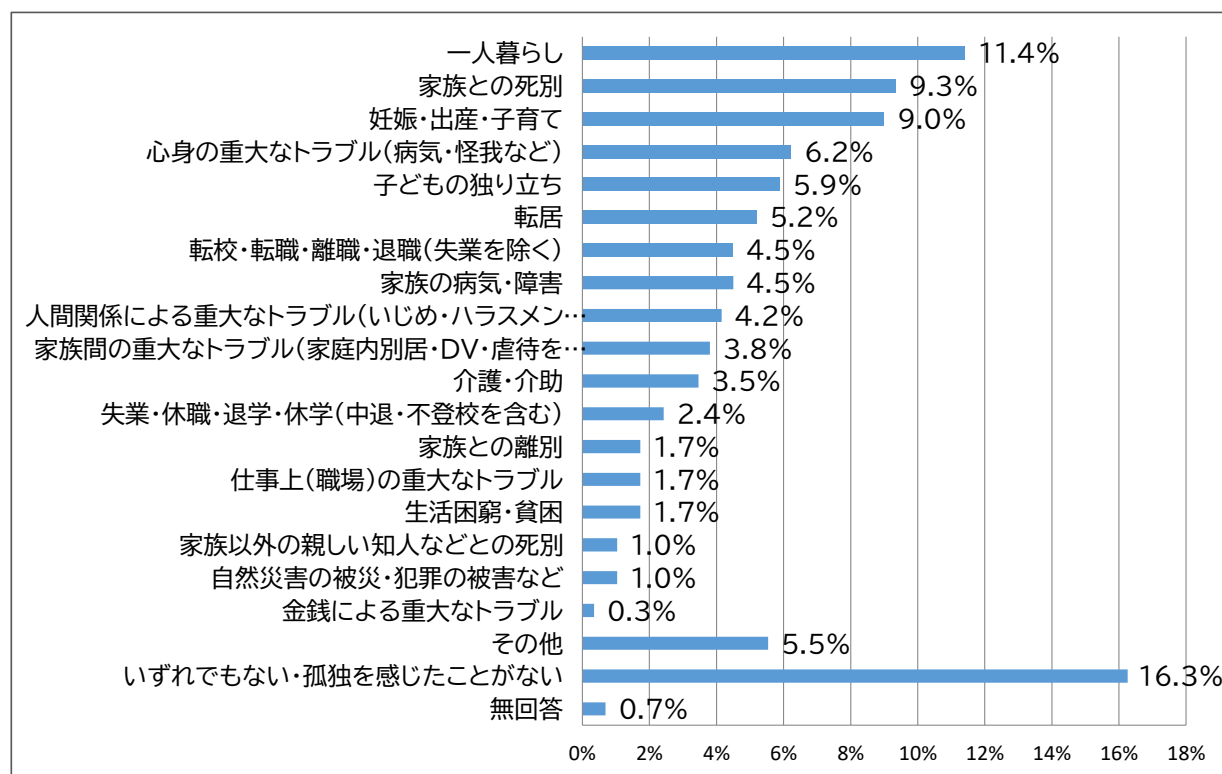
選択肢	回答者数	構成比
決してない	33	11.4%
ほとんどない	100	34.6%
たまにある	112	38.8%
時々ある	35	12.1%
しばしばある・常にある	9	3.1%
計	289	100.0%



問5 あなたの孤独感(問4で回答した状況)に強く影響を与えたと思われる出来事はどれですか。
次の中から影響の強い順番に3つまで選んでください。

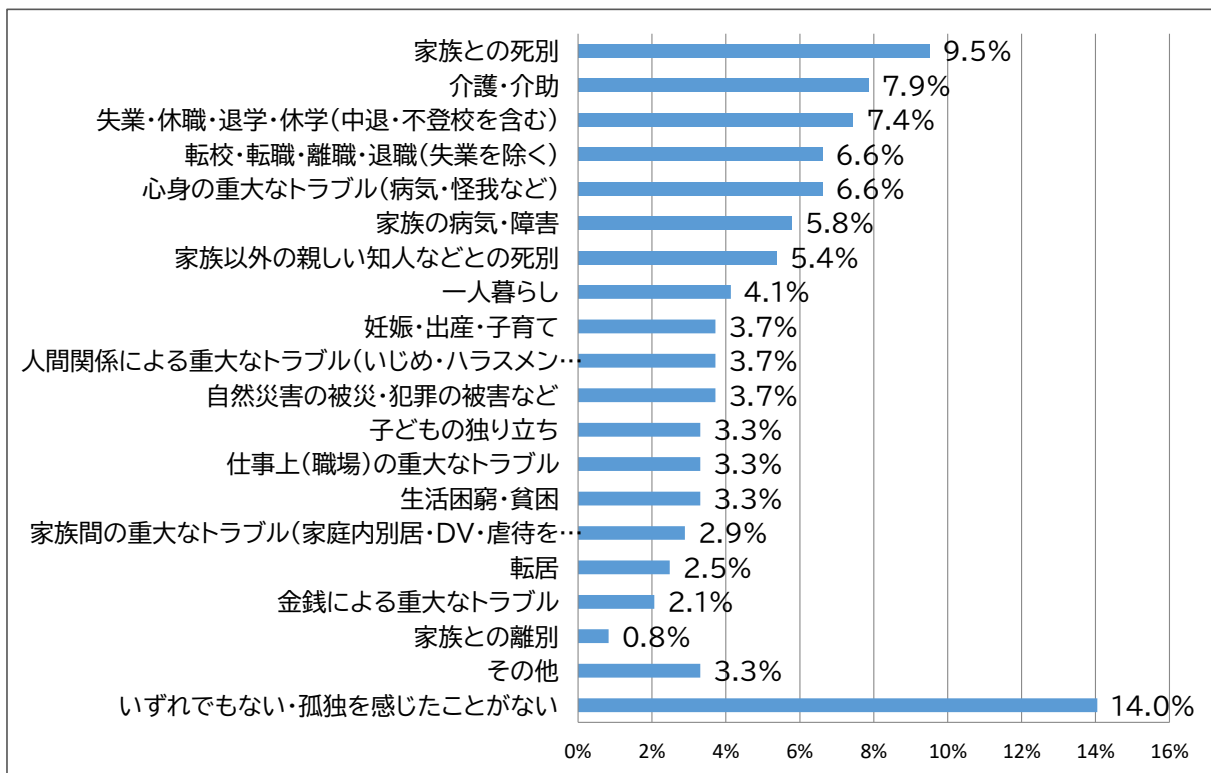
1番目に強い影響

選択肢	回答者数	構成比
一人暮らし	33	11.4%
家族との死別	27	9.3%
妊娠・出産・子育て	26	9.0%
心身の重大なトラブル(病気・怪我など)	18	6.2%
子どもの独り立ち	17	5.9%
転居	15	5.2%
転校・転職・離職・退職(失業を除く)	13	4.5%
家族の病気・障害	13	4.5%
人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメントなどを含む)	12	4.2%
家族間の重大なトラブル(家庭内別居・DV・虐待を含む)	11	3.8%
介護・介助	10	3.5%
失業・休職・退学・休学(中退・不登校を含む)	7	2.4%
家族との離別	5	1.7%
仕事上(職場)の重大なトラブル	5	1.7%
生活困窮・貧困	5	1.7%
家族以外の親しい知人などとの死別	3	1.0%
自然災害の被災・犯罪の被害など	3	1.0%
金銭による重大なトラブル	1	0.3%
その他	16	5.5%
いずれでもない・孤独を感じたことがない	47	16.3%
無回答	2	0.7%
計	289	100.0%



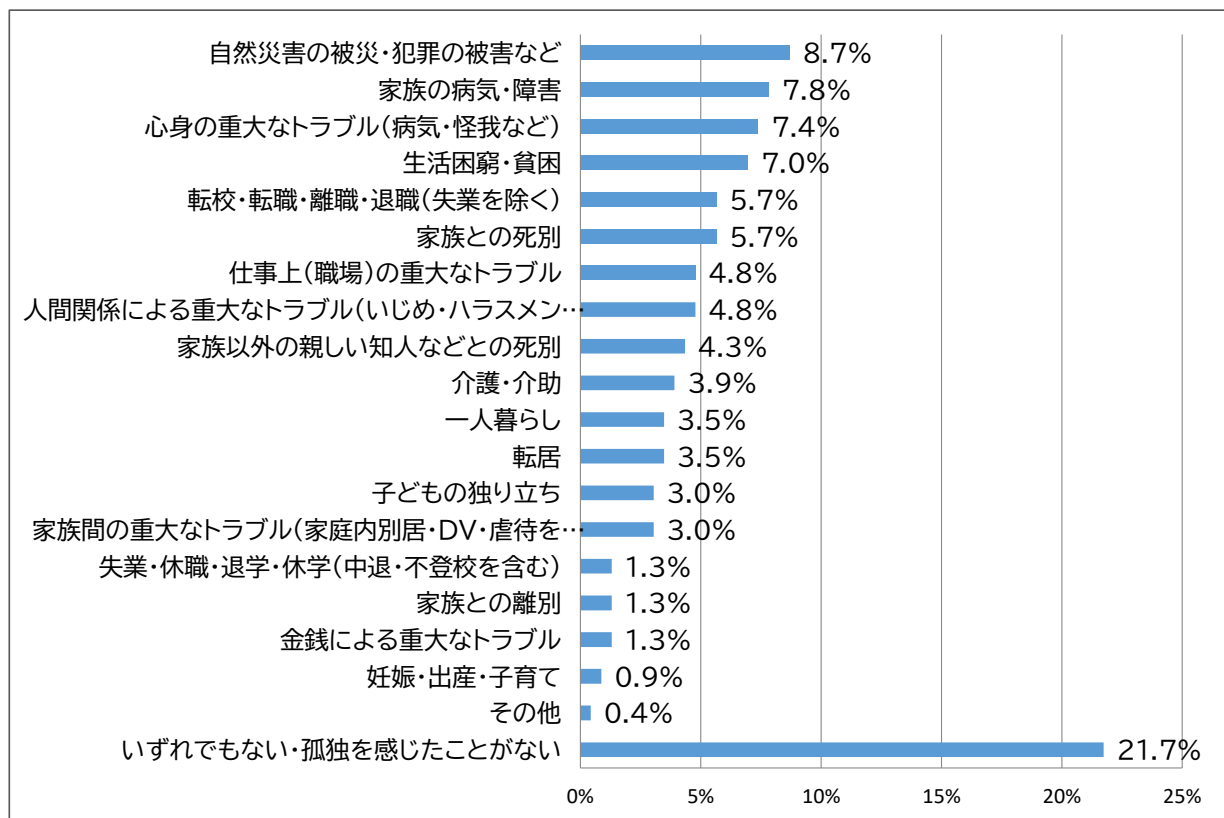
2番目に強い影響

選択肢	回答者数	構成比
家族との死別	23	9.5%
介護・介助	19	7.9%
失業・休職・退学・休学(中退・不登校を含む)	18	7.4%
転校・転職・離職・退職(失業を除く)	16	6.6%
心身の重大なトラブル(病気・怪我など)	16	6.6%
家族の病気・障害	14	5.8%
家族以外の親しい知人などとの死別	13	5.4%
一人暮らし	10	4.1%
妊娠・出産・子育て	9	3.7%
人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメントなどを含む)	9	3.7%
自然災害の被災・犯罪の被害など	9	3.7%
子どもの独り立ち	8	3.3%
仕事上(職場)の重大なトラブル	8	3.3%
生活困窮・貧困	8	3.3%
家族間の重大なトラブル(家庭内別居・DV・虐待を含む)	7	2.9%
転居	6	2.5%
金銭による重大なトラブル	5	2.1%
家族との離別	2	0.8%
その他	8	3.3%
いずれでもない・孤独を感じたことがない	34	14.0%
計	242	100.0%

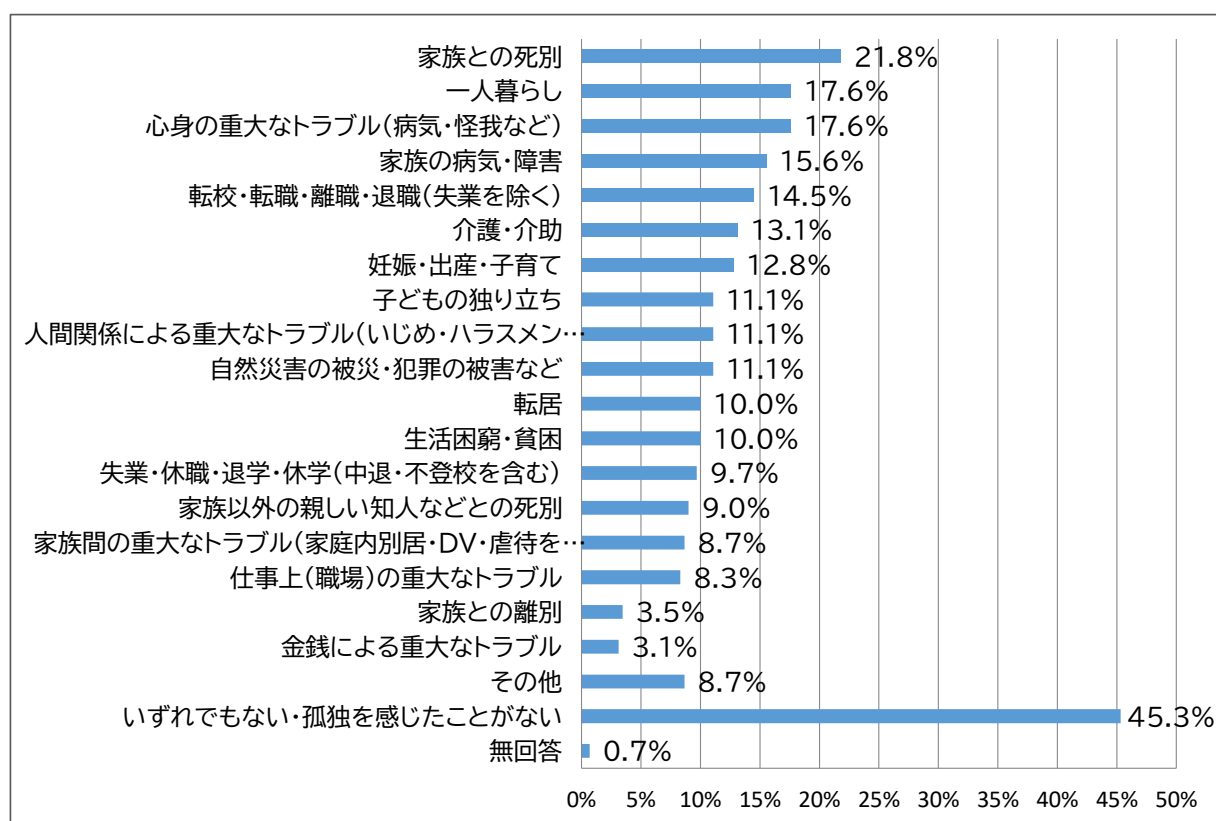


3番目に強い影響

選択肢	回答者数	構成比
自然災害の被災・犯罪の被害など	20	8.7%
家族の病気・障害	18	7.8%
心身の重大なトラブル(病気・怪我など)	17	7.4%
生活困窮・貧困	16	7.0%
転校・転職・離職・退職(失業を除く)	13	5.7%
家族との死別	13	5.7%
仕事上(職場)の重大なトラブル	11	4.8%
人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメントなどを含む)	11	4.8%
家族以外の親しい知人などとの死別	10	4.3%
介護・介助	9	3.9%
一人暮らし	8	3.5%
転居	8	3.5%
子どもの独り立ち	7	3.0%
家族間の重大なトラブル(家庭内別居・DV・虐待を含む)	7	3.0%
失業・休職・退学・休学(中退・不登校を含む)	3	1.3%
家族との離別	3	1.3%
金銭による重大なトラブル	3	1.3%
妊娠・出産・子育て	2	0.9%
その他	1	0.4%
いずれでもない・孤独を感じたことがない	50	21.7%
計	230	100.0%



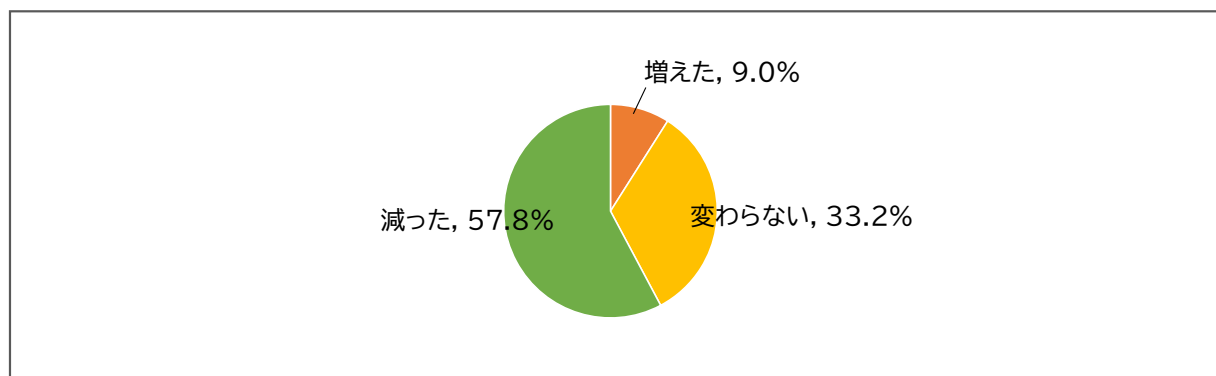
合計	回答者数	289
選択肢	回答者数	構成比
家族との死別	63	21.8%
一人暮らし	51	17.6%
心身の重大なトラブル(病気・怪我など)	51	17.6%
家族の病気・障害	45	15.6%
転校・転職・離職・退職(失業を除く)	42	14.5%
介護・介助	38	13.1%
妊娠・出産・子育て	37	12.8%
子どもの独り立ち	32	11.1%
人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメントなどを含む)	32	11.1%
自然災害の被災・犯罪の被害など	32	11.1%
転居	29	10.0%
生活困窮・貧困	29	10.0%
失業・休職・退学・休学(中退・不登校を含む)	28	9.7%
家族以外の親しい知人などとの死別	26	9.0%
家族間の重大なトラブル(家庭内別居・DV・虐待を含む)	25	8.7%
仕事上(職場)の重大なトラブル	24	8.3%
家族との離別	10	3.5%
金銭による重大なトラブル	9	3.1%
その他	25	8.7%
いずれでもない・孤独を感じたことがない	131	45.3%
無回答	2	0.7%



問6 新型コロナウイルスの感染拡大が始まった2020年3月以前と比べて、人とのコミュニケーションに変化がありましたか。それぞれ次の中から1つずつ選んでください。

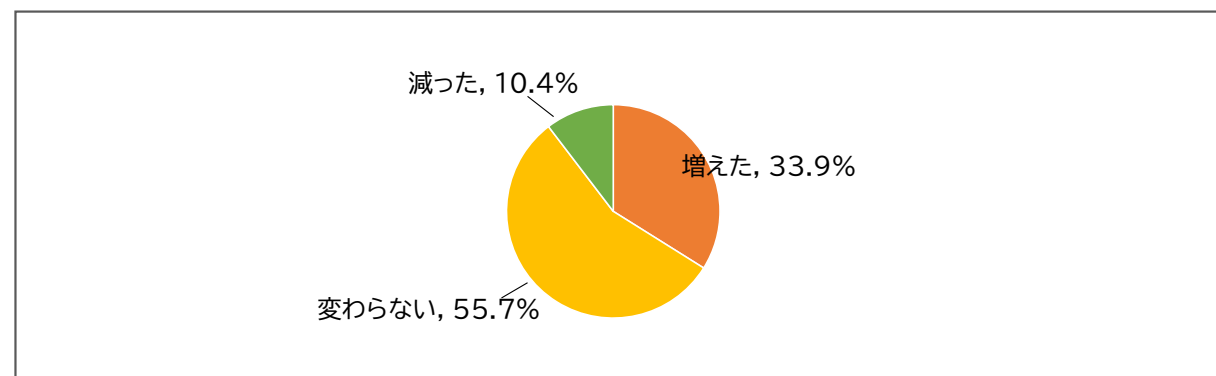
(1)人と直接会ってコミュニケーションをとること

選択肢	回答者数	構成比
増えた	26	9.0%
変わらない	96	33.2%
減った	167	57.8%
計	289	100.0%



(2)人と直接会わずにコミュニケーションをとること
(例:手紙・電話・メール・SNS・インターネットなど)

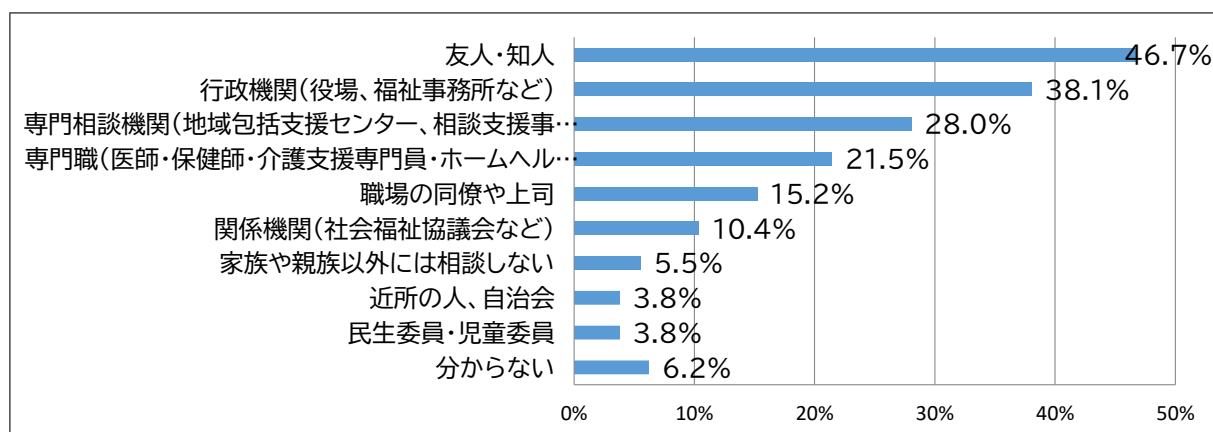
選択肢	回答者数	構成比
増えた	98	33.9%
変わらない	161	55.7%
減った	30	10.4%
計	289	100.0%



問7 あなたは、福祉に係る心配ごとや困りごとがあった場合に、家族や親族以外に主にどのような相手に相談しようと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

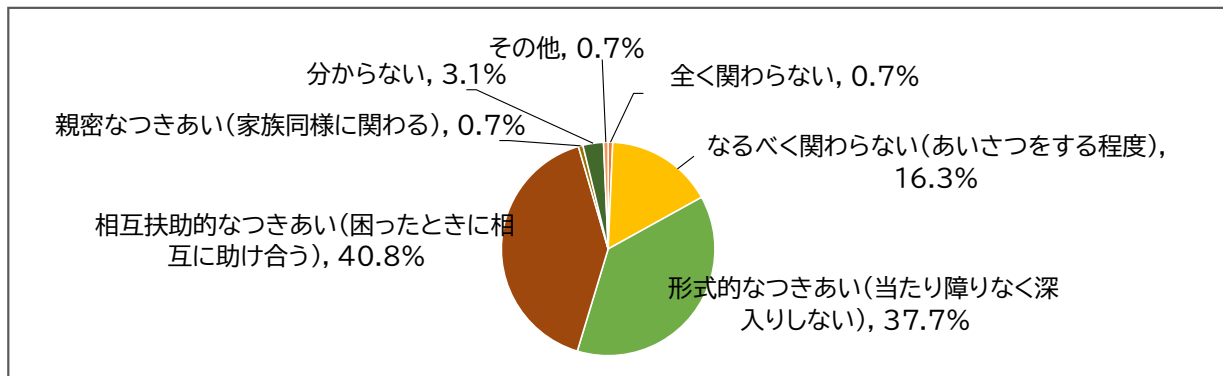
回答者数 289

選択肢	回答者数	構成比	6年前
友人・知人	135	46.7%	31.9%
行政機関(役場、福祉事務所など)	110	38.1%	46.5%
専門相談機関(地域包括支援センター、相談支援事業所など)	81	28.0%	38.0%
専門職(医師・保健師・介護支援専門員・ホームヘルパーなど)	62	21.5%	22.2%
職場の同僚や上司	44	15.2%	10.3%
関係機関(社会福祉協議会など)	30	10.4%	16.1%
家族や親族以外には相談しない	16	5.5%	4.0%
近所の人、自治会	11	3.8%	4.3%
民生委員・児童委員	11	3.8%	7.0%
分からない	18	6.2%	3.6%
無回答	0	0.0%	0.6%



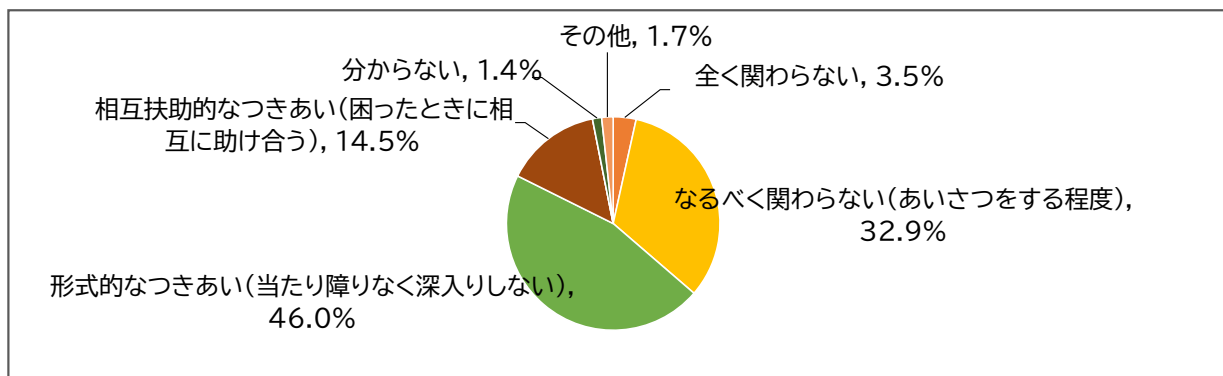
問8 あなたは、近隣の人との関わり方として、どのような形が好ましいと思いますか。
次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比	6年前
全く関わらない	2	0.7%	2.1%
なるべく関わらない(あいさつをする程度)	47	16.3%	8.2%
形式的なつきあい(当たり障りなく深入りしない)	109	37.7%	39.5%
相互扶助的なつきあい(困ったときに相互に助け合う)	118	40.8%	47.4%
親密なつきあい(家族同様に関わる)	2	0.7%	0.3%
分からない	9	3.1%	0.6%
その他	2	0.7%	1.2%
無回答	0	0%	0.6%
計	289	100.0%	



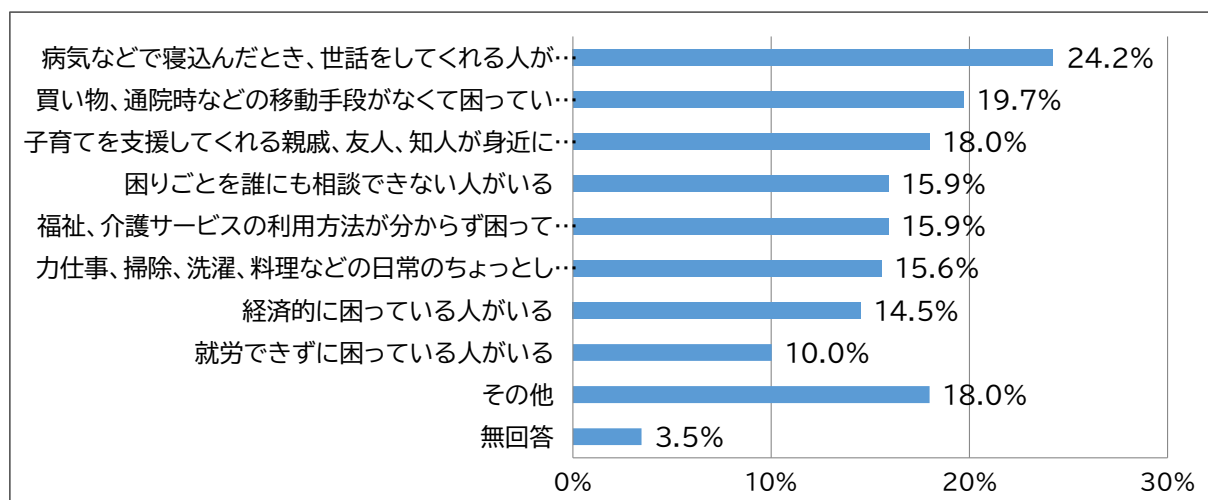
問9 あなたは、近隣の人との関わり方について、実際の関わり方としては、どうなっていますか。
次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比	6年前
全く関わらない	10	3.5%	2.7%
なるべく関わらない(あいさつをする程度)	95	32.9%	21.9%
形式的なつきあい(当たり障りなく深入りしない)	133	46.0%	50.5%
相互扶助的なつきあい(困ったときに相互に助け合う)	42	14.5%	21.6%
親密なつきあい(家族同様に関わる)	0	0.0%	0.6%
分からない	4	1.4%	0.3%
その他	5	1.7%	1.8%
無回答	0	0.0%	0.6%
計	289	100.0%	



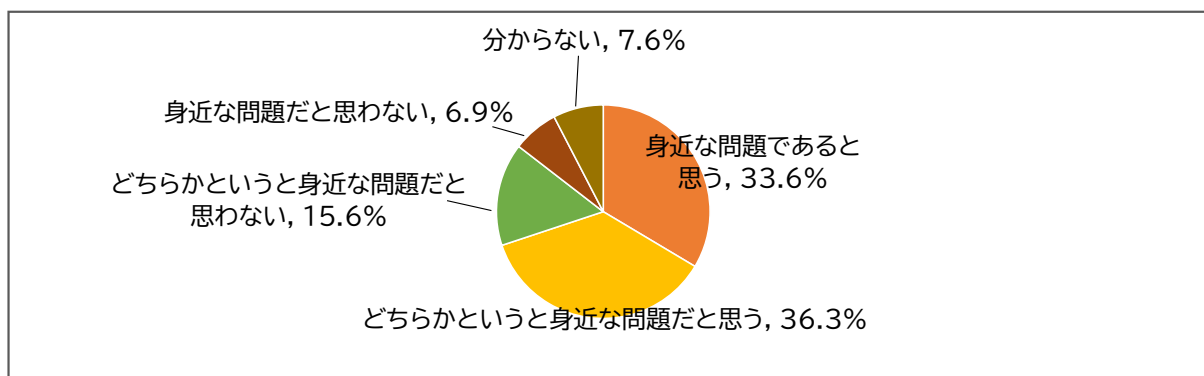
問10 あなたのまわりで、生活上の困りごとを抱えている方はいますか。
また、そのような話を聞いたことがありますか。次の中から2つまで選んでください。

選択肢	回答者数 289		6年前
	回答者数	構成比	
病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいなくて困っている人がいる	70	24.2%	29.2%
買い物、通院時などの移動手段がなくて困っている人がいる	57	19.7%	21.6%
子育てを支援してくれる親戚、友人、知人が身近におらず困っている人がいる	52	18.0%	14.9%
困りごとを誰にも相談できない人がいる	46	15.9%	10.6%
福祉、介護サービスの利用方法が分からず困っている人がいる	46	15.9%	19.8%
力仕事、掃除、洗濯、料理などの日常のちょっとした支援を必要としている人がいる	45	15.6%	16.1%
経済的に困っている人がいる	42	14.5%	18.2%
就労できずに困っている人がいる	29	10.0%	10.9%
その他	52	18.0%	14.9%
無回答	10	3.5%	5.2%



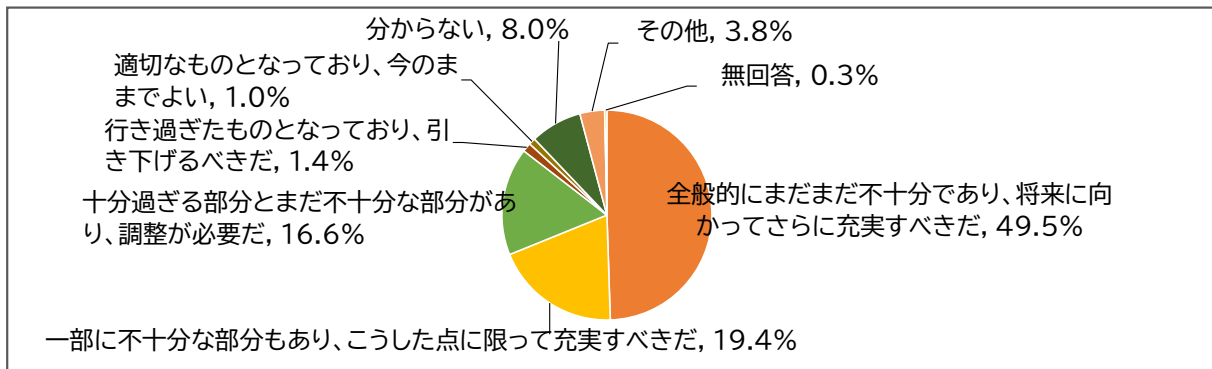
問11 あなたのまわりで、「ダブルケア※1」や「8050問題※2」「ヤングケアラー※3」などの問題が身近な問題だと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。
 ※1「ダブルケア」とは、1人の人や1つの世帯が同時に介護と育児の両方に直面すること
 ※2「8050問題」とは、80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題(例えば、80歳代の親がひきこもりの50歳代の子どもの生活を支えるという問題)
 ※3「ヤングケアラー」とは、年齢に見合った手伝いの範囲を超え、家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の者のこと

選択肢	回答者数	構成比
身近な問題であると思う	97	33.6%
どちらかというとな身近な問題だと思う	105	36.3%
どちらかというとな身近な問題だと思わない	45	15.6%
身近な問題だと思わない	20	6.9%
分からない	22	7.6%
計	289	100.0%



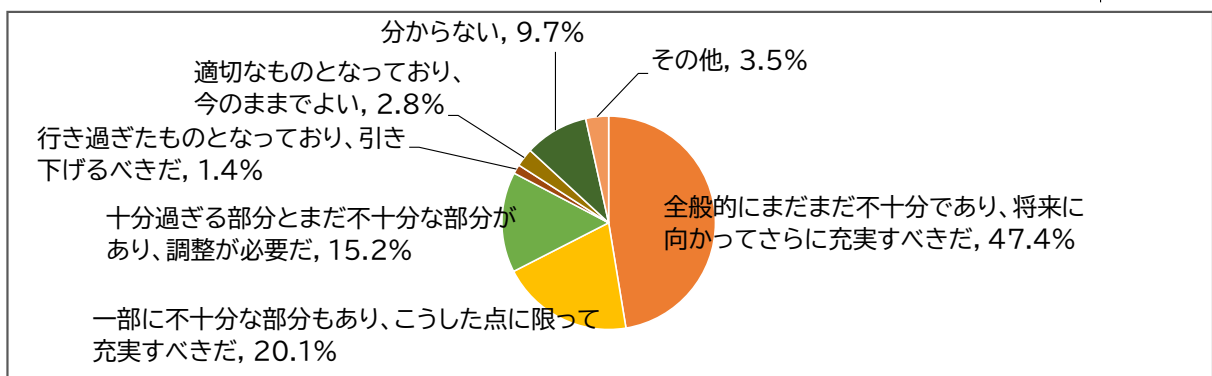
問12 近年、高齢者介護・障害者福祉・子育て支援・生活困窮など様々な分野にまたがる複雑・複数の課題を抱えている方や、既存の制度の対象になりにくい方への対応が課題となっています。そういった方々への相談対応や社会参加支援などの対応についてどう感じていますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
全般的にまだまだ不十分であり、将来に向かってさらに充実すべきだ	143	49.5%
一部に不十分な部分もあり、こうした点に限って充実すべきだ	56	19.4%
十分過ぎる部分とまだ不十分な部分があり、調整が必要だ	48	16.6%
行き過ぎたものとなっており、引き下げるべきだ	4	1.4%
適切なものとなっており、今のままでよい	3	1.0%
分からない	23	8.0%
その他	11	3.8%
無回答	1	0.3%
計	289	100.0%



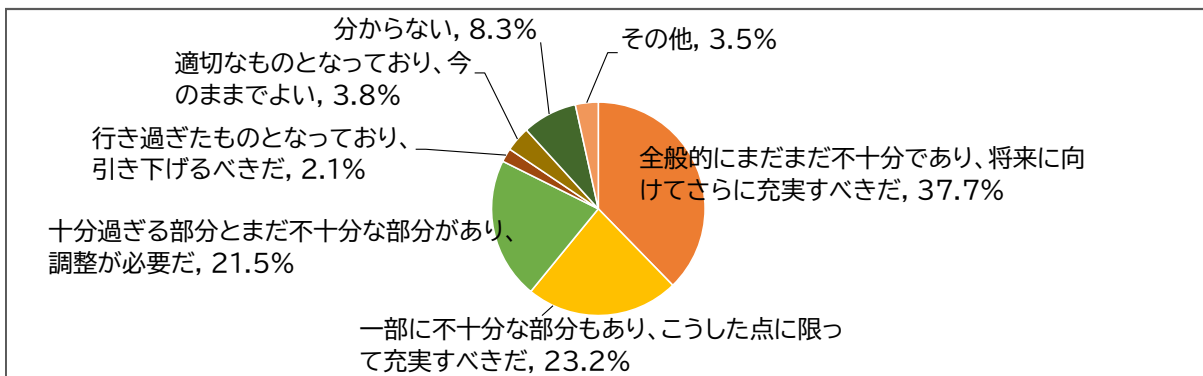
問13 高齢者介護・障害者福祉・子育て支援・生活困窮など様々な分野にまたがる複雑・複数の課題を抱えているにもかかわらず、自ら支援を求めることのできない人や支援を受けることに対して無関心または否定的(支援を受けることは恥ずかしい、面倒くさいなど)な方に対する支援についてどう感じていますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
全般的にまだまだ不十分であり、将来に向かってさらに充実すべきだ	137	47.4%
一部に不十分な部分もあり、こうした点に限って充実すべきだ	58	20.1%
十分過ぎる部分とまだ不十分な部分があり、調整が必要だ	44	15.2%
行き過ぎたものとなっており、引き下げるべきだ	4	1.4%
適切なものとなっており、今のままでよい	8	2.8%
分からない	28	9.7%
その他	10	3.5%
計	289	100.0%



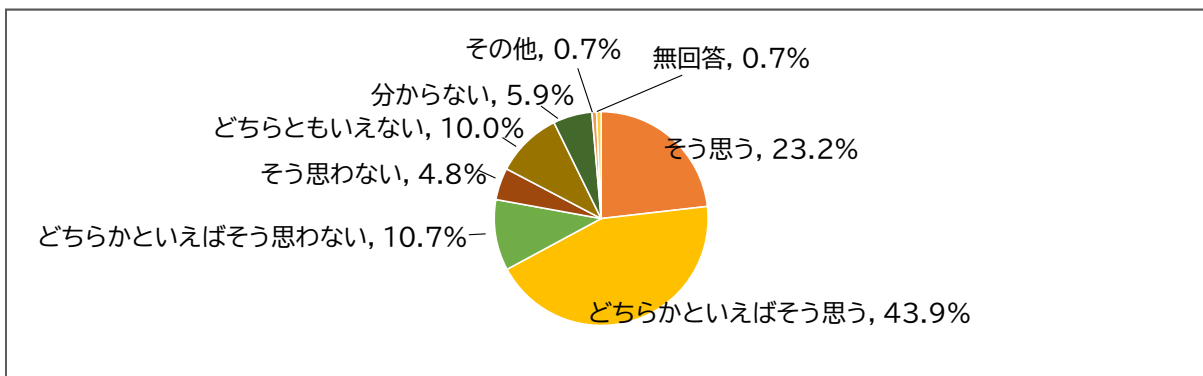
問14 あなたは、現在の高齢者、障害者や子育て、生活困窮などに対して行政が行うサービス(公的福祉サービス)の水準についてどのように思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比	6年前
全般的にまだまだ不十分であり、将来に向けてさらに充実すべきだ	109	37.7%	36.2%
一部に不十分な部分もあり、こうした点に限って充実すべきだ	67	23.2%	18.5%
十分過ぎる部分とまだ不十分な部分があり、調整が必要だ	62	21.5%	24.9%
行き過ぎたものとなっており、引き下げるべきだ	6	2.1%	2.7%
適切なものとなっており、今のままでよい	11	3.8%	4.0%
分からない	24	8.3%	10.6%
その他	10	3.5%	2.4%
無回答	0	0.0%	0.6%
計	289	100.0%	



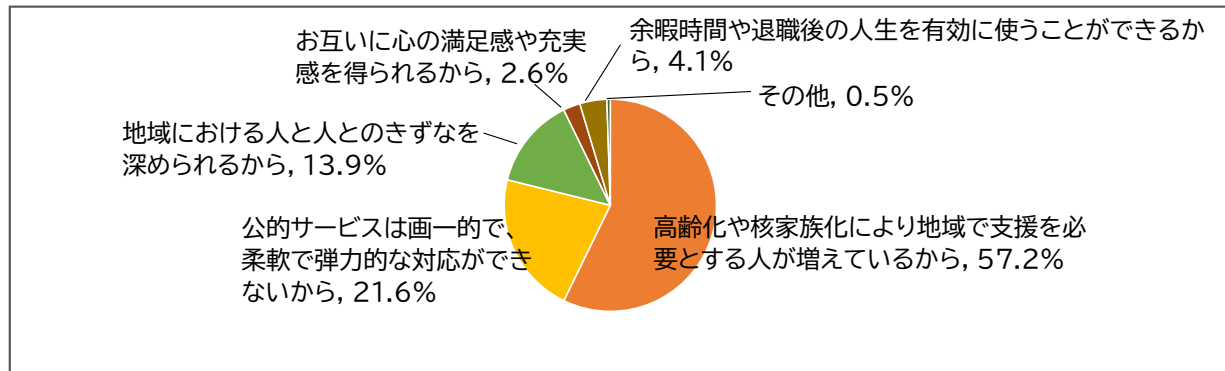
問15 地域における多様な福祉ニーズにきめ細かく対応していくためには、住民参加による福祉活動を推進することが必要であるとの考え方がありますが、あなたは、どう思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比	6年前
そう思う	67	23.2%	27.1%
どちらかといえばそう思う	127	43.9%	43.2%
どちらかといえばそう思わない	31	10.7%	8.8%
そう思わない	14	4.8%	5.8%
どちらともいえない	29	10.0%	8.2%
分からない	17	5.9%	5.8%
その他	2	0.7%	0.6%
無回答	2	0.7%	0.6%
計	289	100.0%	



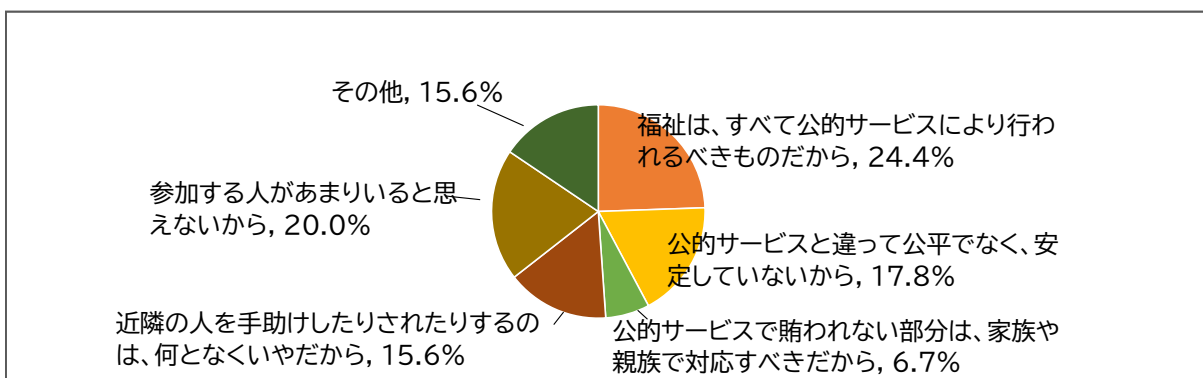
問16 問15で「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と答えた方にお伺いします。
それは、なぜですか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比	6年前
高齢化や核家族化により地域で支援を必要とする人が増えているから	111	57.2%	58.4%
公的サービスは画一的で、柔軟で弾力的な対応ができないから	42	21.6%	22.9%
地域における人と人とのきずなを深められるから	27	13.9%	8.2%
お互いに心の満足感や充実感を得られるから	5	2.6%	1.7%
余暇時間や退職後の人生を有効に使うことができるから	8	4.1%	6.9%
その他	1	0.5%	1.7%
計	194	100.0%	



問17 問15で「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と答えた方にお伺いします。
それはなぜですか。次の中から1つだけ選んでください。

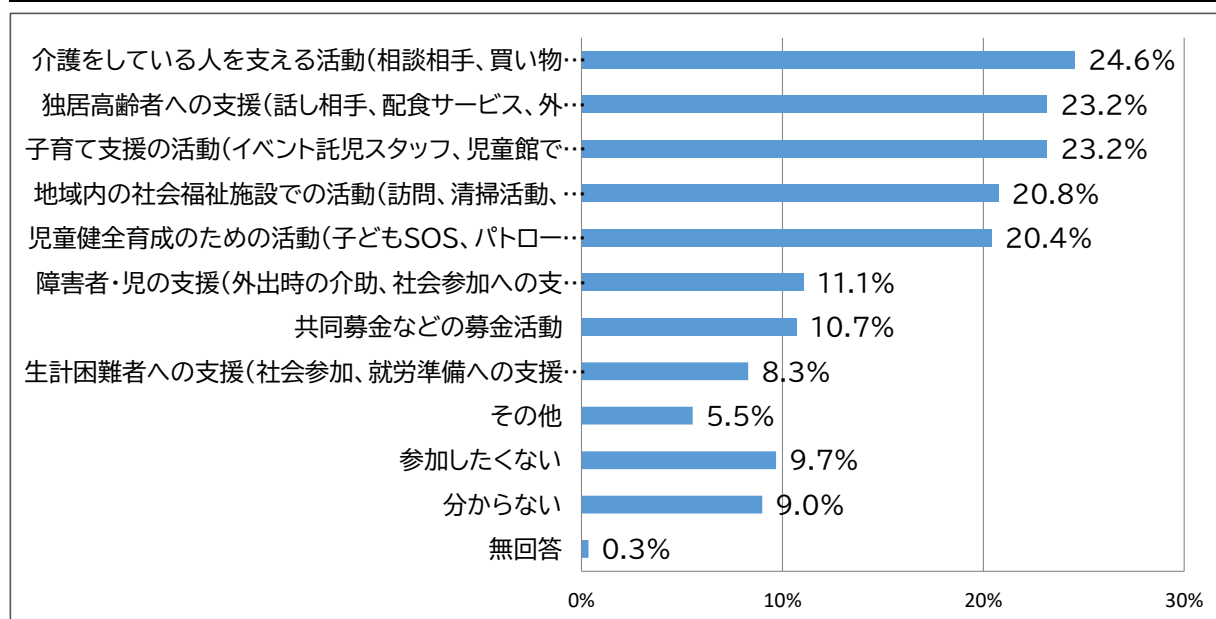
選択肢	回答者数	構成比	6年前
福祉は、すべて公的サービスにより行われるべきものだから	11	24.4%	12.5%
公的サービスと違って公平でなく、安定していないから	8	17.8%	29.2%
公的サービスで賄われない部分は、家族や親族で対応すべきだから	3	6.7%	12.5%
近隣の人を手助けしたりされたりするのは、何となくいやだから	7	15.6%	12.5%
参加する人があまりいると思えないから	9	20.0%	25.0%
その他	7	15.6%	8.3%
計	45	100.0%	



問18 あなたは、お住まいの地域で行われる福祉活動のうち、どのような活動であれば、参加してみたいと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

回答者数 289

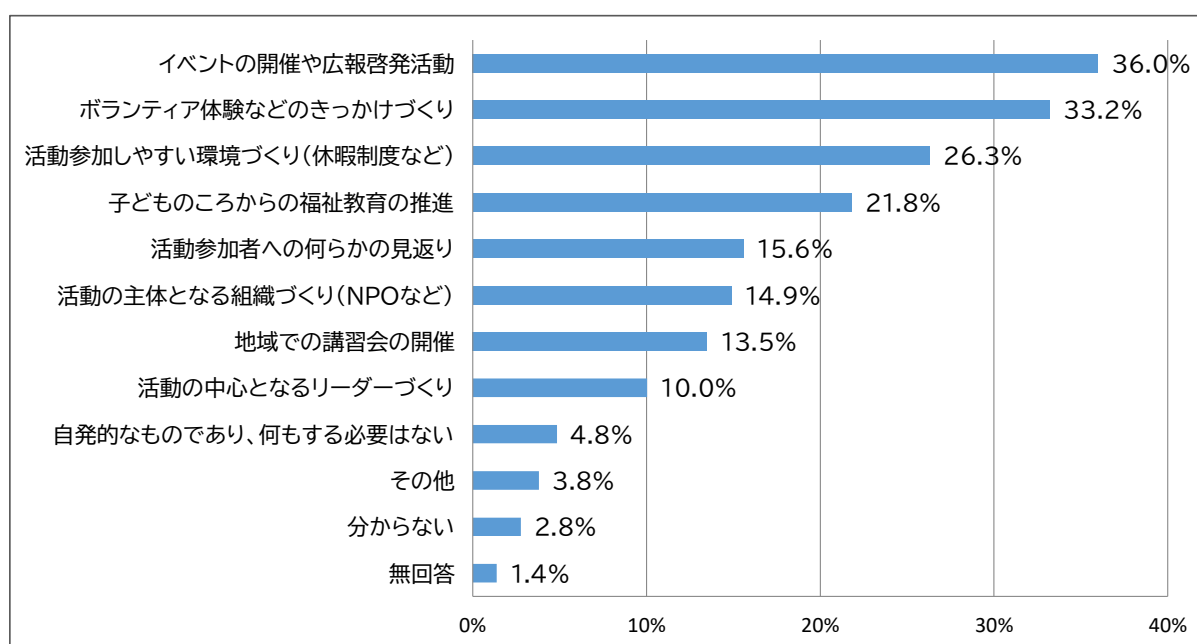
選択肢	回答者数	構成比	6年前
介護をしている人を支える活動(相談相手、買い物などの手伝いなど)	71	24.6%	20.1%
独居高齢者への支援(話し相手、配食サービス、外出援助など)	67	23.2%	25.8%
子育て支援の活動(イベント託児スタッフ、児童館での遊び指導、絵本読み聞かせなど)	67	23.2%	31.0%
地域内の社会福祉施設での活動(訪問、清掃活動、行事の手伝いなど)	60	20.8%	27.1%
児童健全育成のための活動(子どもSOS、パトロールなど)	59	20.4%	24.3%
障害者・児の支援(外出時の介助、社会参加への支援など)	32	11.1%	9.7%
共同募金などの募金活動	31	10.7%	9.7%
生計困難者への支援(社会参加、就労準備への支援など)	24	8.3%	3.0%
その他	16	5.5%	2.4%
参加したくない	28	9.7%	10.6%
分からない	26	9.0%	8.8%
無回答	1	0.3%	1.5%



問19 今後、地域での福祉活動を盛んにするためには、どのようなことが効果的だと思いますか。
次の中から2つまで選んでください。

回答者数 289

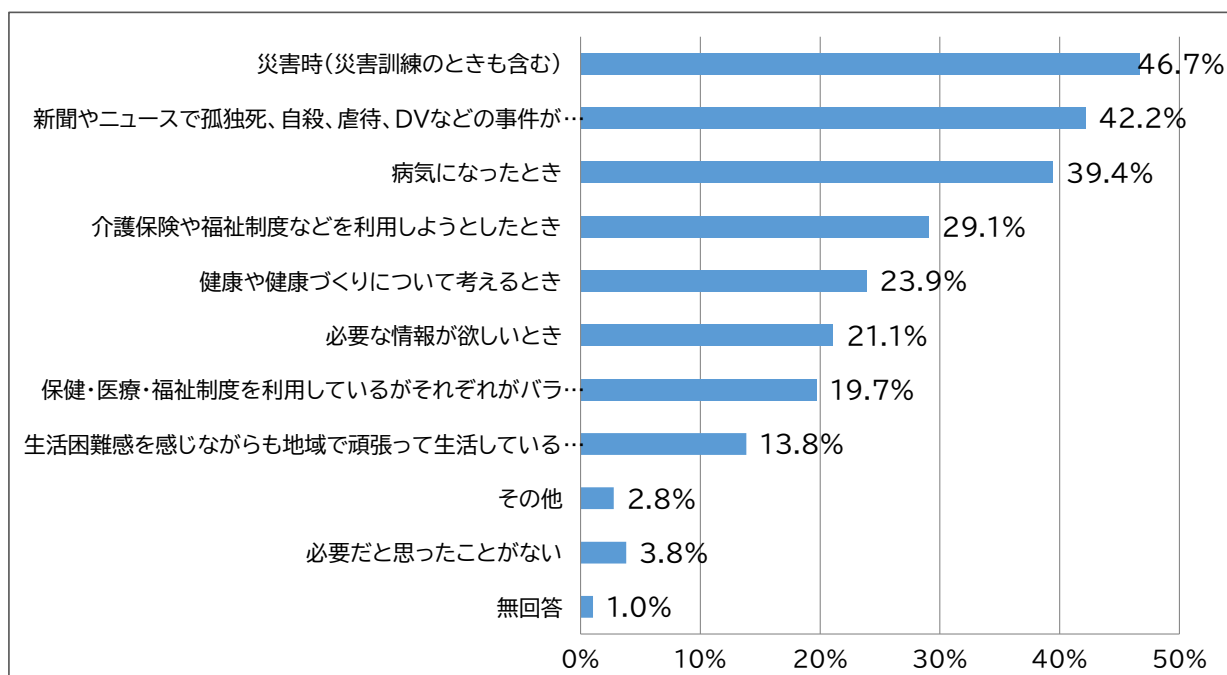
選択肢	回答者数	構成比	6年前
イベントの開催や広報啓発活動	104	36.0%	24.6%
ボランティア体験などのきっかけづくり	96	33.2%	30.7%
活動参加しやすい環境づくり(休暇制度など)	76	26.3%	29.2%
子どものころからの福祉教育の推進	63	21.8%	28.6%
活動参加者への何らかの見返り	45	15.6%	13.4%
活動の主体となる組織づくり(NPOなど)	43	14.9%	18.2%
地域での講習会の開催	39	13.5%	18.5%
活動の中心となるリーダーづくり	29	10.0%	12.8%
自発的なものであり、何もする必要はない	14	4.8%	5.5%
その他	11	3.8%	2.4%
分からない	8	2.8%	3.3%
無回答	4	1.4%	0.9%



問20 住みよいまちづくりを推進するため、保健・医療・福祉などの連携が必要だといわれています。あなたは、今までに、どのようなときにそう思いましたか。次の中から3つまで選んでください。

回答者数 289

選択肢	回答者数	構成比	6年前
災害時(災害訓練のときも含む)	135	46.7%	51.1%
新聞やニュースで孤独死、自殺、虐待、DVなどの事件が報道されたとき	122	42.2%	49.8%
病気になったとき	114	39.4%	32.2%
介護保険や福祉制度などを利用しようとしたとき	84	29.1%	24.9%
健康や健康づくりについて考えるとき	69	23.9%	31.0%
必要な情報が欲しいとき	61	21.1%	20.4%
保健・医療・福祉制度を利用しているがそれぞれがバラバラに動いてい	57	19.7%	20.7%
生活困難感を感じながらも地域で頑張っている方を見たとき	40	13.8%	15.8%
その他	8	2.8%	2.1%
必要だと思ったことがない	11	3.8%	4.0%
無回答	3	1.0%	0.3%



※ 表中の構成比は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

香川県社会福祉審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

	氏名	現職名
委員長	笥 善行	香川大学イノベーションデザイン研究所長
委員長代理	川西 基雄	香川県社会福祉協議会副会長
委員	安藤 幸代	香川県看護協会会長
委員	石井 洗二	四国学院大学社会福祉学部教授
委員	岡村 隆次	香川県身体障害者団体連合会会長
委員	越智 和子	琴平町社会福祉協議会会長
委員	春日川 路子	香川大学法学部准教授
委員	桑井 弘之	四国新聞社常務取締役編集局長兼論説委員長
委員	久米川 啓	香川県医師会会長
委員	白川 和幸	香川県議会議員
委員	谷川 俊博	香川県町村会会長
委員	谷久 浩一	香川県議会議員
委員	都築 信行	香川県議会文教厚生常任委員長
委員	遠山 誠司	香川県共同募金会会長
委員	中野 実千代	香川県母子愛育連合会会長
委員	芳我 ちより	香川大学医学部看護学科教授
委員	藤井 満美	香川県老人福祉施設協議会会長
委員	藤田 登茂子	香川県老人クラブ連合会副会長・女性委員長
委員	前田 昭文	香川県民生委員児童委員協議会連合会会長
委員	松浦 佳子	香川県婦人団体連絡協議会副会長
委員	宮武 真理	香川県介護福祉士会理事
委員	山下 昭史	香川県市長会会長

(令和6年3月1日現在)

策定経過

令和5年 8月	県政モニターアンケート(8月2日～8月15日)
	市町の地域福祉への取組状況調査
令和5年11月	香川県社会福祉審議会(第1回)
	市町意見交換会
令和5年12月	パブリック・コメント(12月15日～1月15日)
令和6年 2月	香川県社会福祉審議会(第2回)
令和6年 3月	計画策定

令和6年3月 発行

香川県健康福祉部健康福祉総務課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

TEL:087-832-3259 FAX:087-806-0209